

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる

島根*創生
SHIMANE SOUSEI 2nd

島根県 中山間地域 活性化計画

令和7年度(2025)～令和11年度(2029)

令和7年3月



誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県

Q いいけん 島根県



笑顔で暮らせる中山間地域を目指して

豊かな自然があふれ、古き良き歴史・文化が連綿と受け継がれている島根県の中山間地域は、県のキープレーズ「誰もが、誰かの、たからもの。」が表す地域での助け合いなど「人のつながり、あたたかさ」の中で、県民の皆様がいきいきと働き、暮らしていく場として、かけがえのない価値をもっています。

また、中山間地域は、土砂流出や洪水の防止、水資源かん養等の県土保全機能や大気の浄化等の環境保全機能など、私たちの暮らしにとって重要な様々な役割を担っており、農産品、自然、歴史、伝統文化や芸能といった地域資源は、県外の方にとっても魅力あふれるものとなっています。

一方で、中山間地域では、地域を支える人材の不足や、日常生活に必要な機能やサービスの低下による課題が顕在化しつつあるほか、魅力ある就業の場が地域で十分に確保されていないことなどを理由として、若い世代を中心に地域外への転出が続いている現状があります。

こうした状況においても、県民の皆様が、今後も安心して中山間地域に住み続けていけるよう、第6期島根県中山間地域活性化計画では「ひと」、「くらし」、「しごと」の3つを重点施策の柱として掲げ、中山間地域の活性化に向けて取り組んでまいります。

地域づくりの主役である県民の皆様とともに、笑いあい、助けあいながら、生きがいをもって働き、暮らしていける中山間地域を実現し、「笑顔あふれるしまね暮らし」を守り、育て、未来へつなげていきます。

令和7年3月

島根県知事 丸 山 達 也

目次 Contents

第1章 計画の策定に当たって

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の位置づけ 1
- 3. 計画の期間 2
- 4. 計画の対象地域 2

第2章 中山間地域対策の方向性

- 1. 中山間地域の人口推移 4
- 2. 中山間地域の将来人口の試算 6
- 3. 中山間地域の現状 7
- 4. これからの中山間地域対策の方向性 16

第3章 基本目標と推進体制

- 1. 基本目標 18
- 2. 推進体制 18

第4章 中山間地域の活性化に向けて取り組む重点施策

- 1. 「ひと」 21
- 2. 「くらし」 29
 - 2-1 小さな拠点づくりの推進 29
 - 2-2 多面的機能の維持・保全・発揮 35
 - 2-3 地域社会のデジタル化の促進 37
- 3. 「しごと」 39

資料編 46

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

県内の中山間地域では、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増えています。

このため、島根県では平成11年に議員提案により制定された「島根県中山間地域活性化基本条例」に基づき、平成13年に1期目の「島根県中山間地域活性化計画」を策定し、これまで改定を繰り返しながら、各種施策を展開してきました。

その結果、各地域で住民同士の話し合いから、日常生活に必要な機能・サービスの確保に向けた取組、都市住民との交流や農産物の加工販売など多彩な活動が始まり、Uターン・Iターン者の定着が進むなど様々な成果を上げてきました。

また、世界に先駆けて日本が直面する人口減少・少子高齢化という構造的課題について、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から、政府一体となって地方創生の取組が進められてきています。

将来を見通せば、相当な期間、緩やかな人口減少は避けられない状況ではありますが、地方創生の動きに合わせ、中山間地域での暮らしを守り、活力を高めて、次の世代へ引き継いでいく必要があります。

この計画は、県の基本的な考え方や方向性を明らかにし、市町村や地域住民の皆様はもとより県外にお住まいの方々にも、中山間地域が果たしている多面的かつ重要な機能を再認識していただくとともに、中山間地域の活性化に向けた積極的な取組を行っていただけるよう期待するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、島根県中山間地域活性化基本条例第4条に基づき策定する計画です。

「島根創生計画」は島根県の最も基本となる計画であり、この中山間地域活性化計画は創生計画を基本としつつ、中山間地域の課題解決に向けて関連施策を具体的に推進するための計画です。

3. 計画の期間

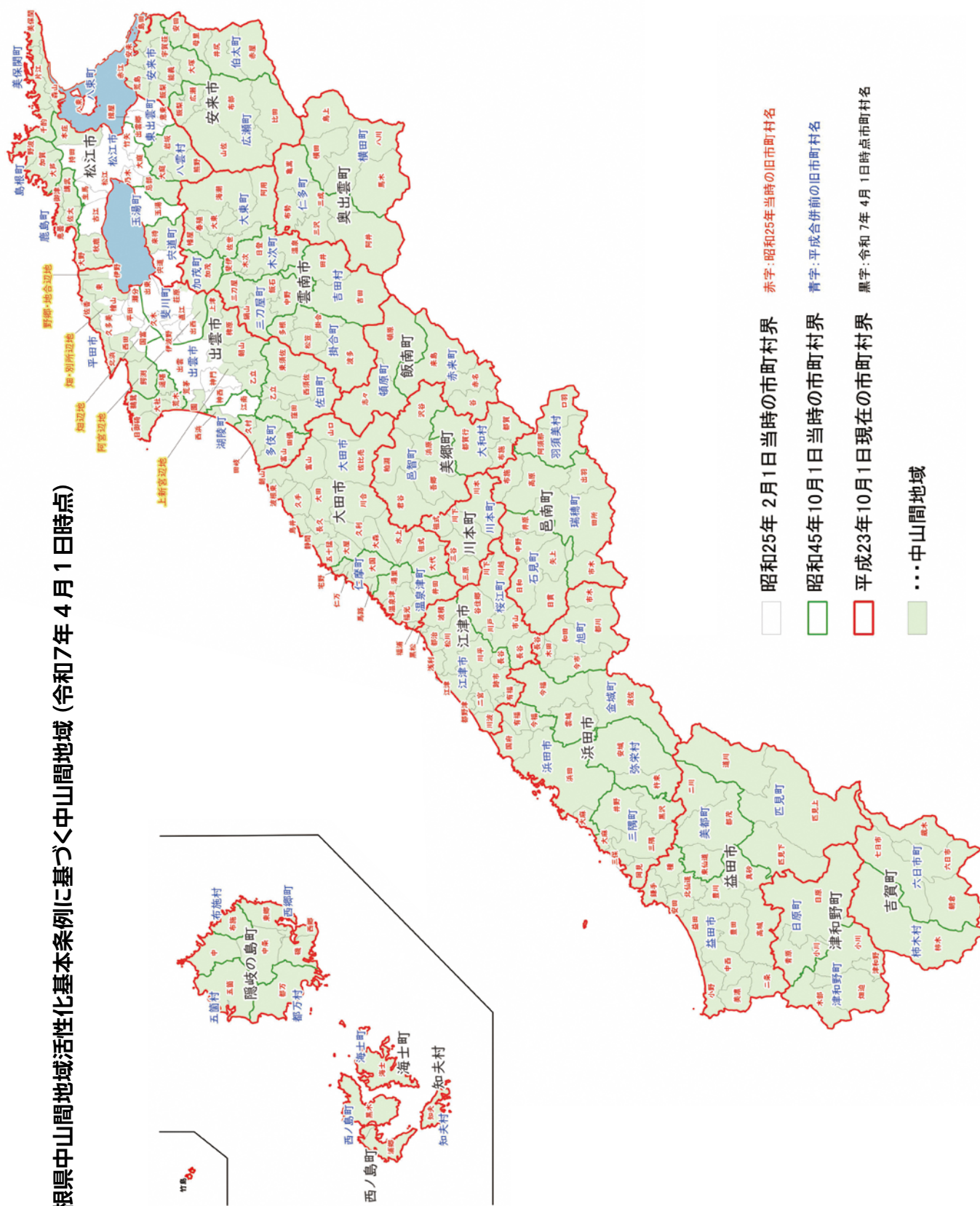
島根創生計画（第2期）に合わせて、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4. 計画の対象地域

この計画の対象となる地域は、島根県中山間地域活性化基本条例第2条に定める次の地域です。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条各項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域、同法第3条第1項及び第2項（同法第43条各項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項及び第2項、第42条並びに第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域並びに同法第41条第3項に規定する過疎地域であった区域
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (3) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- (4) これらと同等に条件が不利である地域

●図表1 島根県中山間地域活性化基本条例に基づく中山間地域 (令和7年4月1日時点)



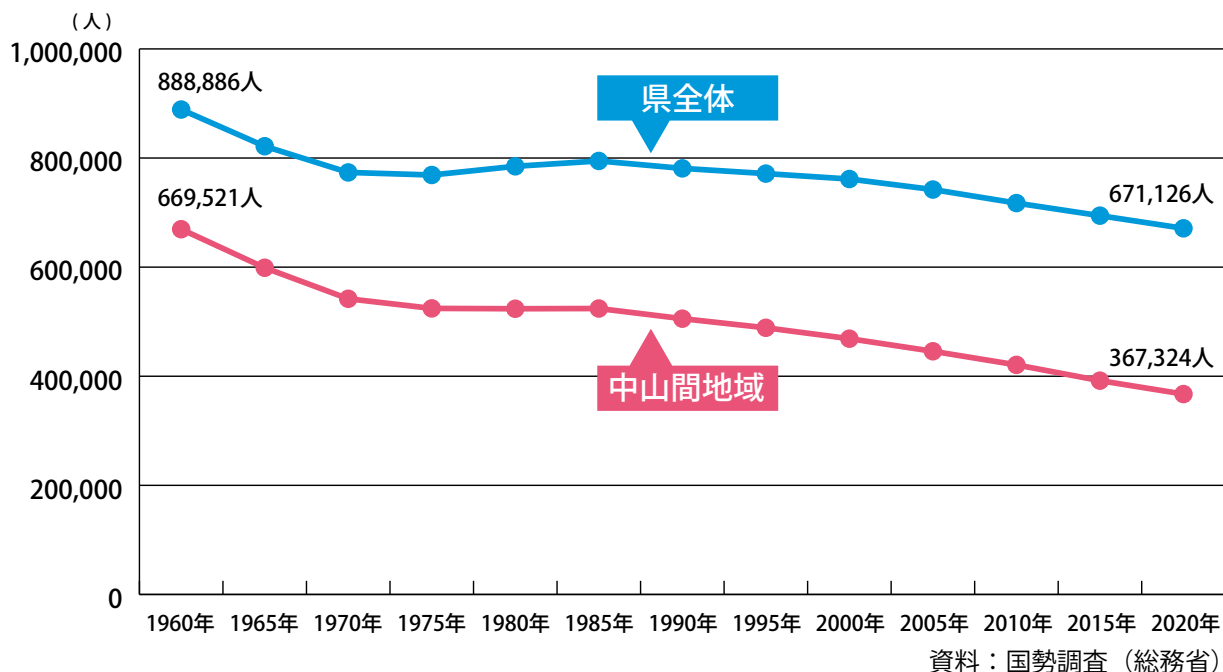
第2章 中山間地域対策の方向性

第2章

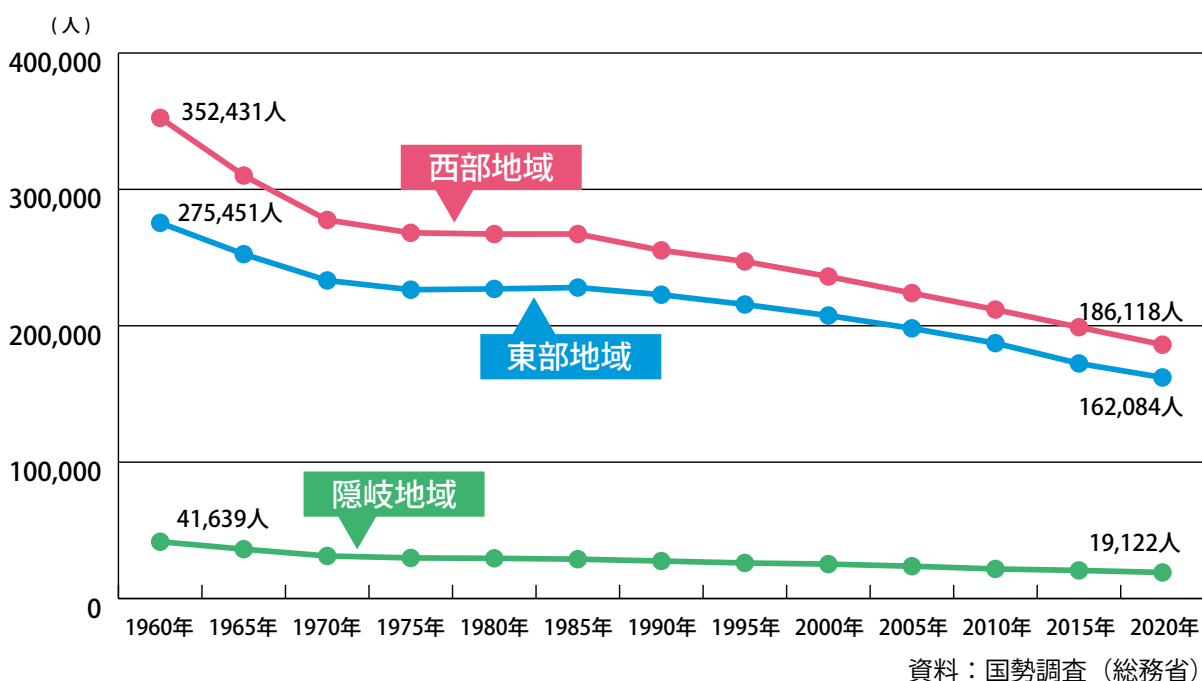
1. 中山間地域の人口推移

- ・中山間地域の人口は、昭和30年代（1960年）から減少傾向が続いており、中山間地域の人口減少に伴って県全体の人口も減少しています（図表2）。
 - ・高齢者比率の上昇、若年者比率の低下が続いています（図表4）。
- （図表2～6は令和7年3月31日時点の中山間地域で集計）

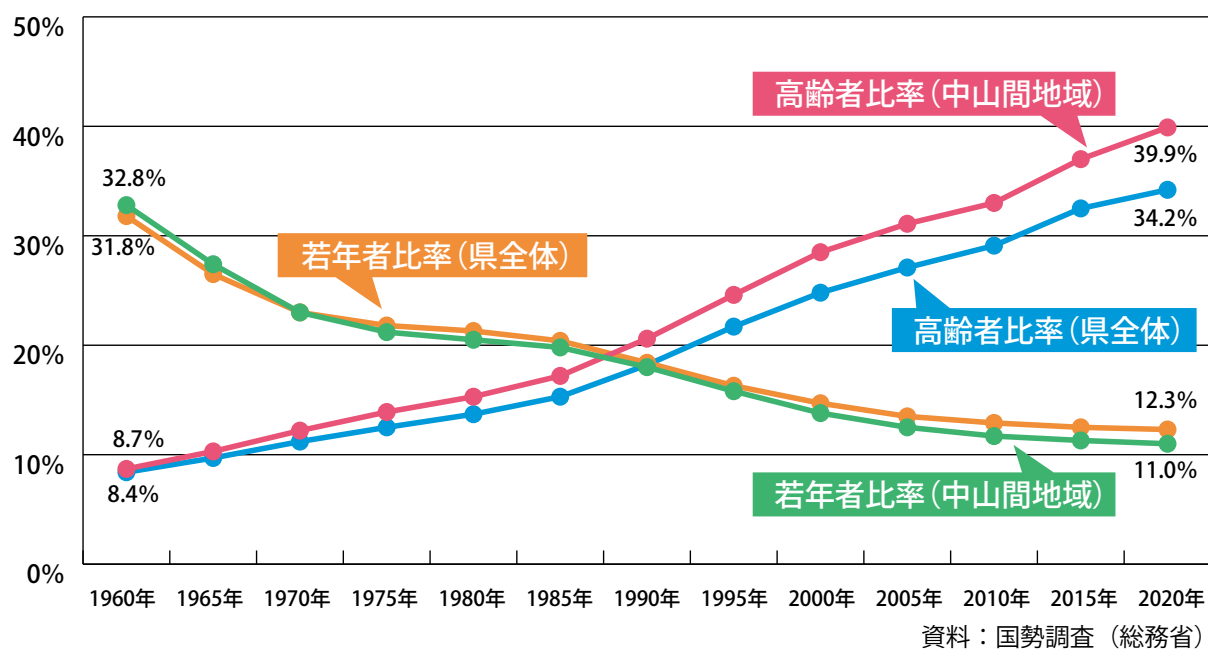
●図表2 中山間地域の人口動向



●図表3 中山間地域の地域別人口動向



●図表4 高齢者比率・若年者比率*の動向

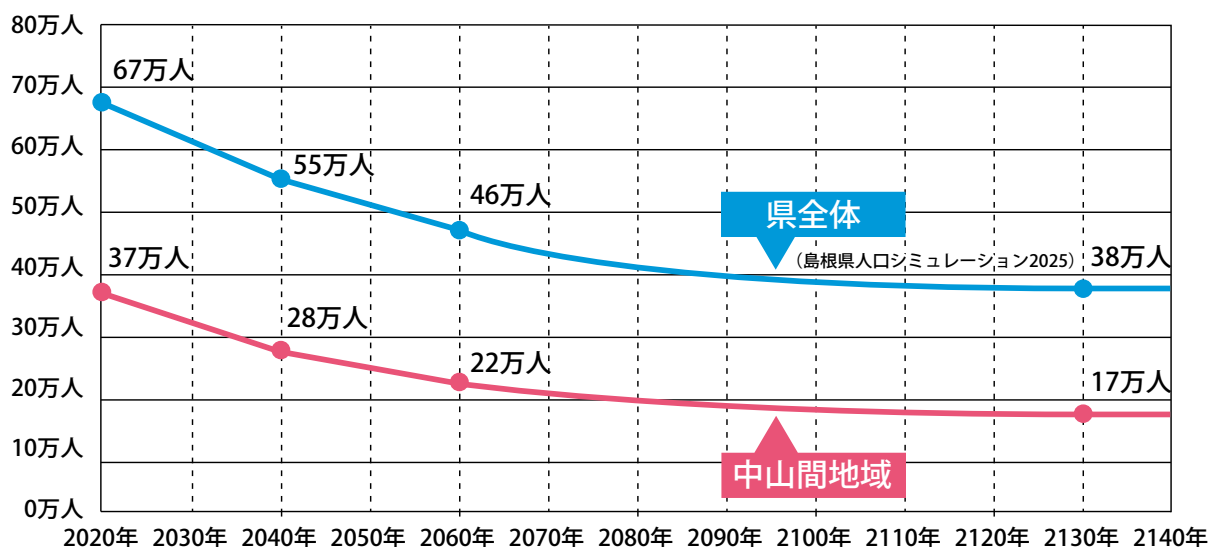


*高齢者比率：総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の比率
若年者比率：総人口に占める若年者（0～14歳）人口の比率

2. 中山間地域の将来人口の試算

- ・中山間地域の将来人口を一定の条件のもとで試算すると、中山間地域の人口は、2040年に28万人、2060年に22万人、2130年には17万人となります（図表5）。
- ・2020年を1とした場合、2040年には0.75、2060年には0.60、2130年には、0.48となります（図表6）。

●図表5 将来人口の試算

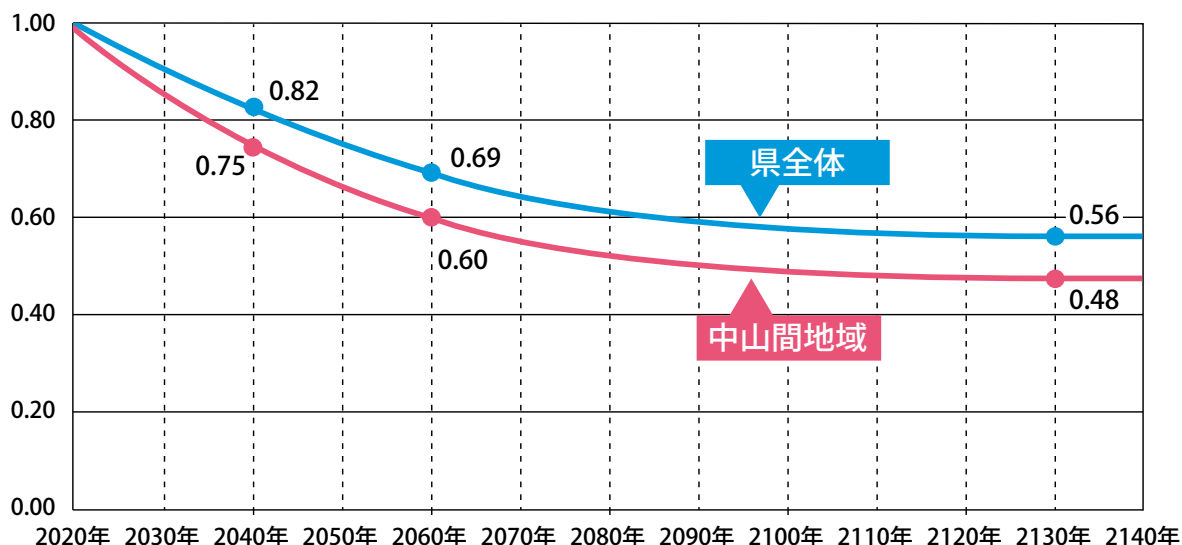


(試算条件)

- ・2020年の国勢調査による中山間地域の人口を起点とし、島根県人口シミュレーション2025を基本として「自然動態」「社会移動」についての前提条件を設定し、将来人口を機械的に推計

自然動態	社会移動
中山間地域の合計特殊出生率を、島根県の現在値1.60(2020年)と仮定し、2045年までに2.07へ上昇するという条件で試算	中山間地域の社会移動を、島根県社会移動を踏まえ、2040年までに均衡するという条件で試算

●図表6 2020年を1とした場合の推移



3. 中山間地域の現状

令和4年度から5年度にかけて、県内の中山間地域を対象として、住民の生活実態を把握するための調査や、集落の人口、活動状況、小さな拠点づくりの進捗状況及び日常生活に必要な施設の設置状況等についての調査を実施しました。

この調査結果からわかる県内の中山間地域の現状は、次のとおりです。

(1) 集落の状況

- ・集落の戸数や人口が減少するとともに、高齢化率は上昇しており、高齢化率 50% 以上かつ世帯数 19 戸以下の集落や、そのうち高齢化率 70% 以上かつ世帯数 9 戸以下の集落の占める割合は、前回調査（平成 30 年）から増加しています（図表7）。

●図表7 集落の高齢化率と世帯数の状況

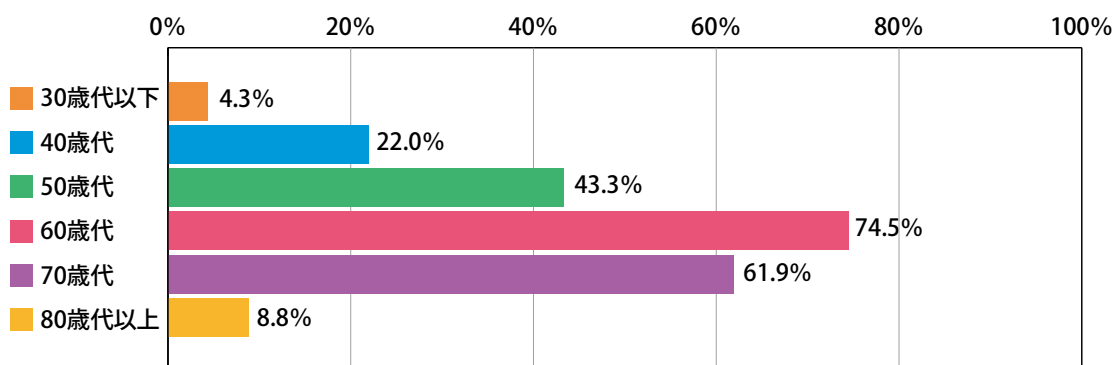
令和5年										
(高齢化率)										
90%以上	39	25	7	3	4	5	1	2	1	16
80%以上	10	35	14	5	2	2	0	0	0	2
70%以上	9	61	50	32	15	9	4	1	0	4
60%以上	17	65	92	67	48	34	22	11	5	16
50%以上	13	82	145	147	107	70	62	46	32	121
40%以上	8	55	102	116	130	94	98	61	64	334
30%以上	8	35	55	64	56	51	42	36	42	289
20%以上	14	11	20	14	12	16	11	9	15	155
10%以上	1	8	8	5	8	2	4	2	3	38
0%以上	16	21	10	8	2	7	4	3	6	15
(戸数)	~4戸	~9戸	~14戸	~19戸	~24戸	~29戸	~34戸	~39戸	~44戸	45戸~
										合計
										3,748

平成30年										
(高齢化率)										
90%以上	16	23	5	0	1	1	1	0	2	10
80%以上	13	24	9	5	1	0	0	0	0	2
70%以上	9	33	29	18	9	3	3	2	0	1
60%以上	14	53	82	59	41	17	5	4	2	11
50%以上	15	77	137	118	78	67	45	30	18	73
40%以上	5	50	130	130	133	108	92	71	45	284
30%以上	8	46	69	89	88	75	57	48	45	263
20%以上	3	15	21	27	18	11	15	14	10	138
10%以上	2	8	7	3	10	3	1	2	3	40
0%以上	10	23	13	9	3	4	5	4	5	19
(戸数)	~4戸	~9戸	~14戸	~19戸	~24戸	~29戸	~34戸	~39戸	~44戸	45戸~
										合計
										3,448

出典：令和5年度、平成30年度島根県中山間地域実態調査

- ・地域活動を中心的に担っている年代は、50～70歳代となり、そのうち60歳代が最も多くなっています（図表8）。

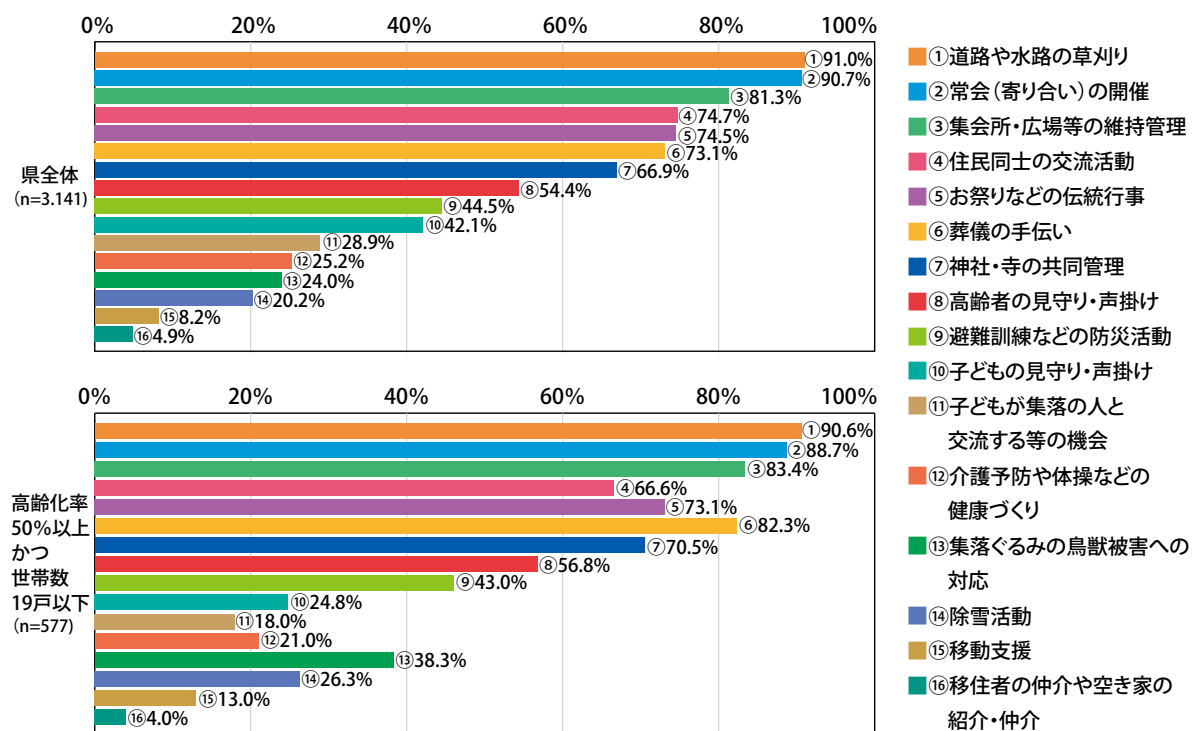
●図表8 地域活動を中心に行う年代 (n=3,190 集落)



出典：令和5年度島根県中山間地域実態調査

- ・集落の活動は、「道路や水路の草刈り」「常会（寄り合い）の開催」「集会所・広場等の維持管理」の実施率が高くなっています。
- ・小規模かつ高齢化が進んでいる集落*では、県全体に比べて、特に④住民同士の交流活動や⑤お祭りなどの伝統行事、⑩子どもの見守り・声掛け、⑪子どもが集落の人と交流する等の機会などの実施率が低くなっています（図表9）。

●図表9 集落の活動の実施率 (n=3,141 集落)

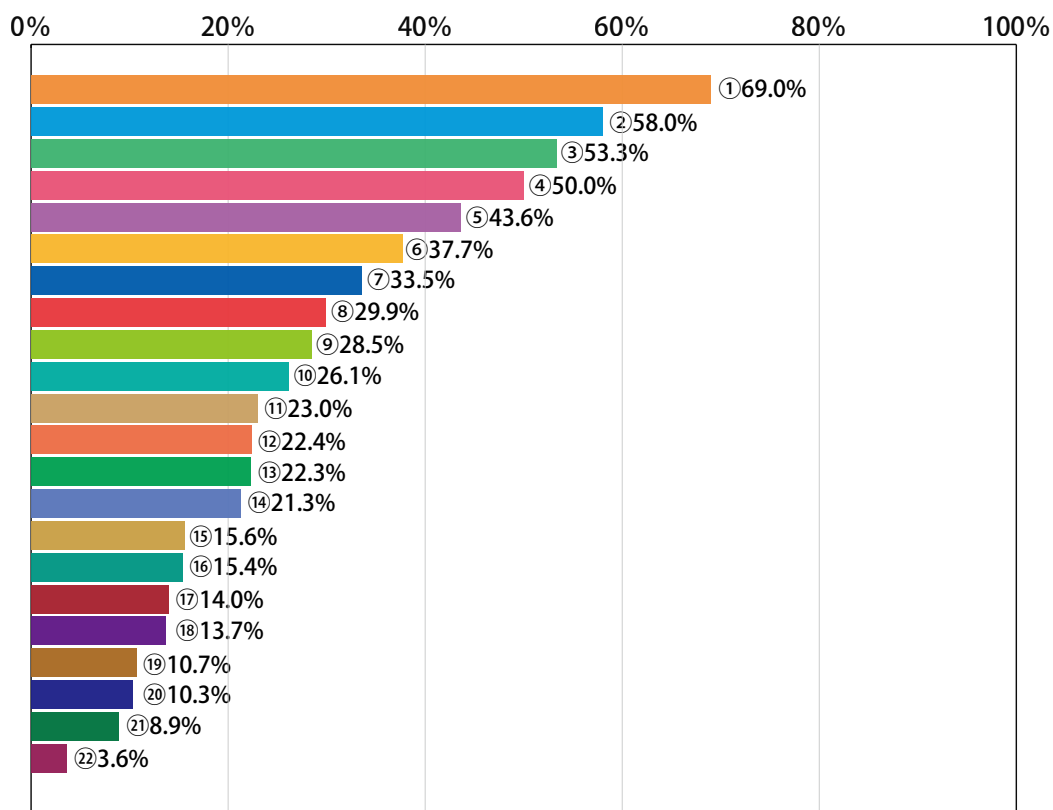


出典：令和5年度島根県中山間地域実態調査

*「小規模かつ高齢化が進んでいる集落」とは、高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下の集落をいう

・集落の困りごとは、「少子化や高齢化により人手が不足している」が69.0%、次いで「集落活動の負担が大きい」が58.0%となるなど、集落活動の担い手不足に関連するものが上位となっています（図表10）。

●図表10 集落の困りごと (n=3,071 集落)



- ①少子化や高齢化により人手が不足している
- ②集落活動の負担が大きい
- ③鳥獣被害が増加している
- ④山林・農地が荒廃している
- ⑤集落代表者のなり手(後継者)がいない
- ⑥集落活動に参加する人が少ない、参加者の確保が難しい
- ⑦食料・日用品などの買い物ができる場が身近にない
- ⑧買い物、通院などにかかる移動手段の確保が難しい
- ⑨空き家の問題が生じている
- ⑩ガソリン・灯油などの燃料油を購入できる場が身近にない
- ⑪金融機関やキャッシュコーナーが身近にない
- ⑫地域内産業の活性化が困難である
- ⑬防災活動の取組が進まない
- ⑭医療、介護・福祉サービスを利用できる環境が身近にない
- ⑮高齢者や子どもの見守りができていない
- ⑯活動資金(財源)が不足している
- ⑰行政との連携が不足している
- ⑱移住者の住まいが少ない
- ⑲子育て支援サービスを利用できる環境が身近にない
- ⑳集落代表者の相談相手がいない
- ㉑Iターンなどの移住者と住民との交流が進められない
- ㉒困っていることはない

出典：令和5年度島根県中山間地域実態調査

(2) 生活機能の状況

・中山間地域に所在する日常生活に必要な施設数の増減を、比較可能な前回調査（平成30年）時点の対象エリアで比較すると、個人商店が669箇所から159減少し、510箇所（▲23.8%）、ガソリンスタンドが196箇所から30減少し、166箇所（▲15.3%）となっています（図表11）。

●図表11 旧市町村単位における生活機能の状況（日常生活に必要な施設数）

市町村名	旧市町村 (平成合併前)	スーパー等 (食料品扱うドラッグ ストアを含む)			コンビニエンス ストア			個人商店			ガソリン スタンド			病院			診療所		
		H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減
松江市	松江市* ¹	2	1	▲1	1	1	0	9	9	0	1	1	0	0	0	0	5	4	▲1
	鹿島町* ²	1	1	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	島根町	0	0	0	0	0	0	7	5	▲2	1	1	0	0	0	0	3	1	▲2
	美保関町	0	0	0	1	1	0	14	13	▲1	1	1	0	0	0	0	3	3	0
	八雲村	1	1	0	1	1	0	8	5	▲3	1	1	0	0	0	0	3	3	0
	八束町	1	1	0	1	2	1	3	3	0	1	2	1	0	0	0	2	2	0
	計	5	4	▲1	7	8	1	41	35	▲6	5	6	1	1	1	0	16	13	▲3
浜田市	浜田市	14	16	2	19	20	1	73	57	▲16	20	16	▲4	4	3	▲1	38	36	▲2
	金城町	1	1	0	1	2	1	11	9	▲2	6	4	▲2	0	0	0	3	2	▲1
	旭町	1	1	0	0	0	0	6	7	1	4	4	0	0	0	0	4	3	▲1
	弥栄村	1	1	0	0	0	0	2	2	0	2	1	▲1	0	0	0	1	1	0
	三隅町	2	2	0	1	2	1	6	4	▲2	4	3	▲1	1	1	0	4	3	▲1
	計	19	21	2	21	24	3	98	79	▲19	36	28	▲8	5	4	▲1	50	45	▲5
出雲市	出雲市* ³	0	0	0	1	1	0	5	6	1	0	0	0	0	0	0	4	4	0
	平田市* ⁴	0	0	0	1	0	▲1	13	10	▲3	4	4	0	0	0	0	3	2	▲1
	佐田町	1	1	0	0	0	0	11	7	▲4	2	2	0	0	0	0	3	3	0
	多伎町	1	1	0	1	1	0	4	0	▲4	2	1	▲1	0	0	0	1	1	0
	大社町* ⁵	2	3	1	3	5	2	11	6	▲5	2	2	0	0	0	0	6	6	0
	計	4	5	1	6	7	1	44	29	▲15	10	9	▲1	0	0	0	17	16	▲1
益田市	益田市* ⁶	2	1	▲1	3	2	▲1	25	9	▲16	6	6	0	0	0	0	5	3	▲2
	美都町	0	0	0	1	1	0	3	4	1	1	1	0	0	0	0	3	3	0
	匹見町	0	0	0	0	0	0	5	4	▲1	1	1	0	0	0	0	3	3	0
	計	2	1	▲1	4	3	▲1	33	17	▲16	8	8	0	0	0	0	11	9	▲2
大田市	大田市	8	7	▲1	8	9	1	58	48	▲10	17	12	▲5	2	2	0	29	25	▲4
	温泉津町	0	0	0	0	0	0	11	9	▲2	2	2	0	0	0	0	2	1	▲1
	仁摩町	1	0	▲1	1	1	0	10	8	▲2	1	1	0	0	0	0	2	2	0
	計	9	7	▲2	9	10	1	79	65	▲14	20	15	▲5	2	2	0	33	28	▲5
安来市	安来市* ⁷	1	1	0	2	2	0	9	8	▲1	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	広瀬町	4	3	▲1	2	1	▲1	21	15	▲6	5	2	▲3	1	1	0	3	3	0
	伯太町	0	0	0	1	1	0	8	9	1	1	1	0	0	0	0	5	5	0
	計	5	4	▲1	5	4	▲1	38	32	▲6	7	4	▲3	1	1	0	9	9	0
江津市	江津市	10	9	▲1	11	9	▲2	30	16	▲14	12	11	▲1	3	2	▲1	23	20	▲3
	桜江町	1	1	0	1	1	0	5	6	1	1	1	0	0	0	0	4	4	0
	計	11	10	▲1	12	10	▲2	35	22	▲13	13	12	▲1	3	2	▲1	27	24	▲3
雲南市	大東町	4	4	0	2	2	0	24	16	▲8	6	5	▲1	1	1	0	5	4	▲1
	加茂町	1	2	1	1	1	0	10	7	▲3	2	2	0	0	0	0	3	3	0
	木次町	4	4	0	2	1	▲1	13	9	▲4	4	4	0	1	1	0	7	6	▲1
	三刀屋町	3	3	0	4	4	0	16	12	▲4	4	3	▲1	1	1	0	5	5	0
	吉田村	1	1	0	0	0	0	6	6	0	3	3	0	0	0	0	2	1	▲1
	掛合町	1	1	0	1	1	0	15	8	▲7	3	2	▲1	0	0	0	3	2	▲1
	計	14	15	1	10	9	▲1	84	58	▲26	22	19	▲3	3	3	0	25	21	▲4

市町村名	旧市町村 (平成合併前)	スーパー等 (食料品を扱うドラッグ ストアを含む)			コンビニエンス ストア			個人商店			ガソリン スタンド			病院			診療所		
		H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減
奥出雲町	仁多町	1	1	0	2	2	0	20	17	▲3	5	4	▲1	1	1	0	2	2	0
	横田町	3	3	0	2	2	0	21	13	▲8	5	3	▲2	0	0	0	4	5	1
	計	4	4	0	4	4	0	41	30	▲11	10	7	▲3	1	1	0	6	7	1
飯南町	頓原町	1	1	0	0	0	0	3	5	2	4	3	▲1	1	1	0	1	1	0
	赤来町	2	2	0	1	1	0	8	3	▲5	3	2	▲1	0	0	0	3	2	▲1
	計	3	3	0	1	1	0	11	8	▲3	7	5	▲2	1	1	0	4	3	▲1
川本町	川本町	3	3	0	1	1	0	9	7	▲2	5	3	▲2	1	1	0	0	0	0
美郷町	邑智町	1	1	0	1	1	0	5	6	1	3	3	0	0	0	0	4	4	0
	大和村	0	0	0	0	0	0	6	6	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0
	計	1	1	0	1	1	0	11	12	1	5	5	0	0	0	0	6	6	0
邑南町	羽須美村	0	0	0	0	0	0	5	4	▲1	2	2	0	0	0	0	2	2	0
	瑞穂町	0	0	0	2	2	0	9	8	▲1	5	5	0	0	0	0	5	5	0
	石見町	3	3	0	1	1	0	17	13	▲4	7	6	▲1	1	1	0	4	4	0
	計	3	3	0	3	3	0	31	25	▲6	14	13	▲1	1	1	0	11	11	0
津和野町	津和野町	1	1	0	1	1	0	5	4	▲1	2	2	0	1	1	0	3	2	▲1
	日原町	0	0	0	1	1	0	8	7	▲1	3	2	▲1	0	0	0	2	1	▲1
	計	1	1	0	2	2	0	13	11	▲2	5	4	▲1	1	1	0	5	3	▲2
吉賀町	柿木村	0	0	0	0	0	0	5	4	▲1	2	2	0	0	0	0	2	2	0
	六日市町	2	3	1	1	1	0	13	7	▲6	5	4	▲1	1	1	0	1	2	1
	計	2	3	1	1	1	0	18	11	▲7	7	6	▲1	1	1	0	3	4	1
海士町	海士町	0	0	0	0	0	0	13	13	0	3	3	0	0	0	0	1	1	0
西ノ島町	西ノ島町	0	0	0	0	0	0	14	14	0	3	3	0	1	1	0	2	2	0
知夫村	知夫村	0	0	0	0	0	0	9	5	▲4	1	1	0	0	0	0	1	1	0
隠岐の島町	西郷町	3	4	1	0	0	0	34	28	▲6	10	10	0	1	1	0	4	4	0
	布施村	0	0	0	0	0	0	2	1	▲1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	五箇村	0	0	0	0	0	0	4	3	▲1	3	3	0	0	0	0	2	2	0
	都万村	0	0	0	0	0	0	7	5	▲2	2	2	0	0	0	0	2	2	0
	計	3	4	1	0	0	0	47	37	▲10	15	15	0	1	1	0	9	9	0
合計		89	89	0	87	88	1	669	510	▲159	196	166	▲30	23	21	▲2	236	212	▲24

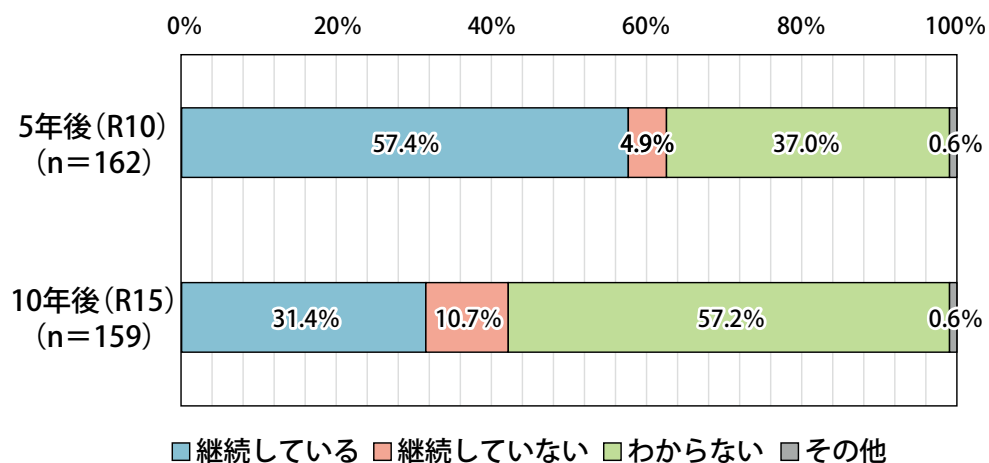
出典：令和5年度島根県中山間地域実態調査

(注)

- ①平成30年4月1日時点において、全域が中山間地域として指定されていない旧市町村(東出雲町、玉湯町、宍道町、斐川町、湖陵町)を除く。一部中山間地域指定箇所は以下のとおり
 *1:本庄、秋鹿、大野 *2:御津、恵曇、講武 *3:園、朝山、稗原、乙立、上津
 *4:鰐淵、西田、北浜、佐香、伊野 *5:荒木、日御碕、鷺鷥 *6:益田、安田以外
 *7:大塚、飯梨、宇賀荘
- ②スーパー等(食料品を扱うドラッグストア、大規模小売店舗も含む)の箇所数は、日本スーパー名鑑ポイントデータ2018(島根県)、島根県中小企業課HP(大規模小売店舗立地法届出状況一覧:平成30年7月時点)及び日本スーパー名鑑ポイントデータ2023(島根県)、島根県中小企業課HP(大規模小売店舗立地法届出状況一覧:令和5年12月時点)による
- ③コンビニエンスストアの箇所数は、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ポプラHP(平成30年7月時点、令和5年12月時点)による
- ④個人商店の箇所数は、小さな拠点づくり進捗状況調査におけるヒアリング調査(平成30年7月～12月、令和5年6月～11月)による
- ⑤ガソリンスタンド箇所数は、平成30年度中山間地域ガソリンスタンド実態調査(平成30年12月時点)及び令和5年度中山間地域ガソリンスタンド実態調査(令和5年6月時点)による
- ⑥病院、診療所の箇所数は、島根県医療政策課HP(県内病院・診療所情報(平成31年3月時点、令和5年10月時点(歯科診療所、休止の診療所等を除く)))による
- ⑦病院及び診療所の定義は以下のとおり
 ・病 院:20床以上の病床を有するもの
 ・診療所:病床を有さないもの又は19床以下の病床を有するもの

- ・ガソリンスタンド経営者へのアンケートによると、10年後（令和15年）における事業継続の見込みは、「継続していない」が10.7%、「わからない」が57.2%となっています（図表12）。

●図表12 ガソリンスタンドの事業継続意向（n=162 事業者）

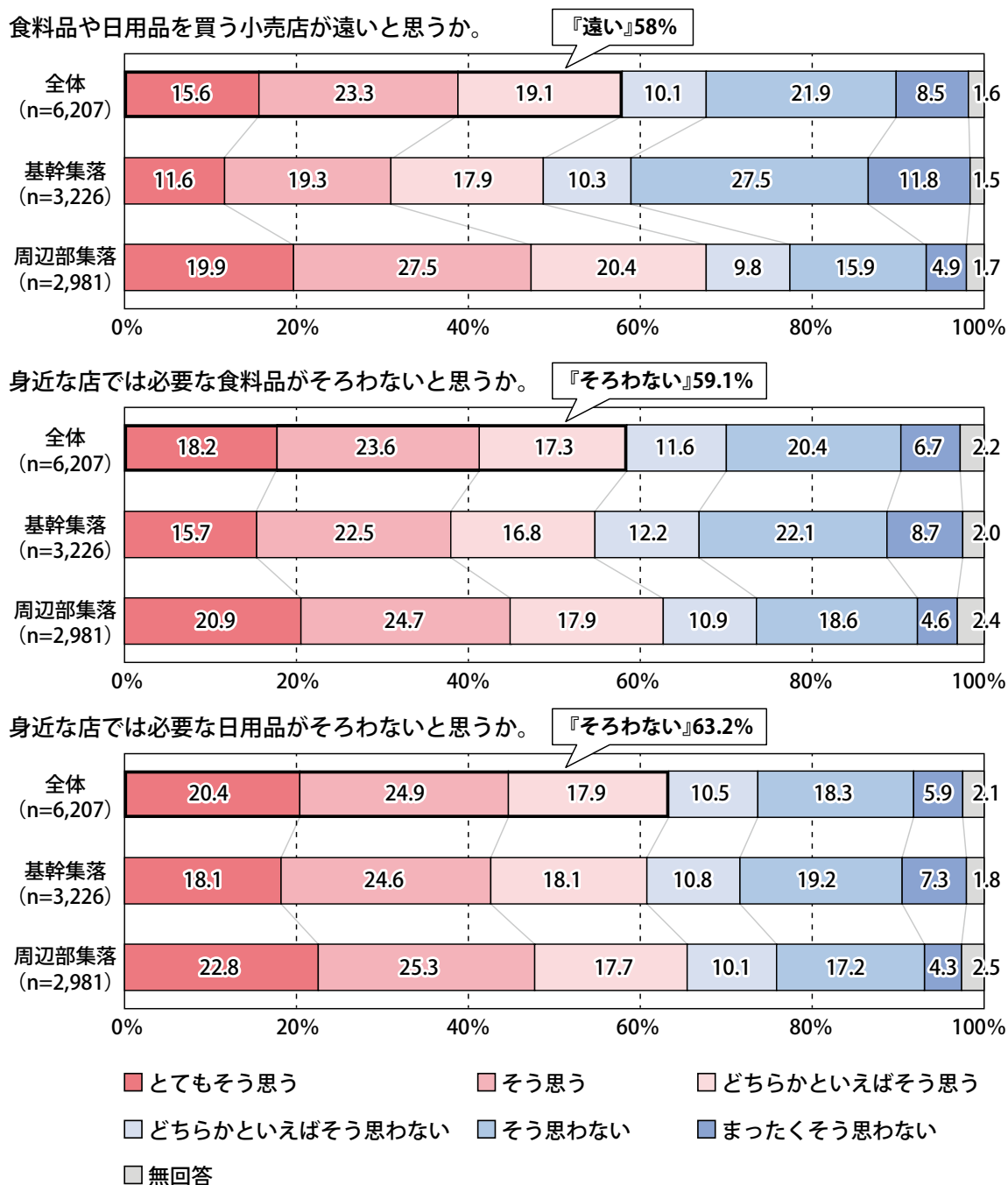


出典：令和5年度中山間地域ガソリンスタンド実態調査

(3) 住民生活の状況

- ・中山間地域に居住する住民へのアンケートによると、日々の暮らしにおいて、食料品や日用品を買う小売店が『遠い』（「とてもそう思う」「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計。）と回答した人は58%となっています。
- ・身近な店では必要な食料品が『そろわない』（「とてもそう思う」「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計。以下同じ。）と回答した人は59.1%、身近な店では必要な日用品が『そろわない』は63.2%となっています（図表13）。

●図表13 生活環境の評価（食料品や日用品など）（n=6,207人）



*基幹集落：平成合併前の旧市役所・町村役場があるエリア

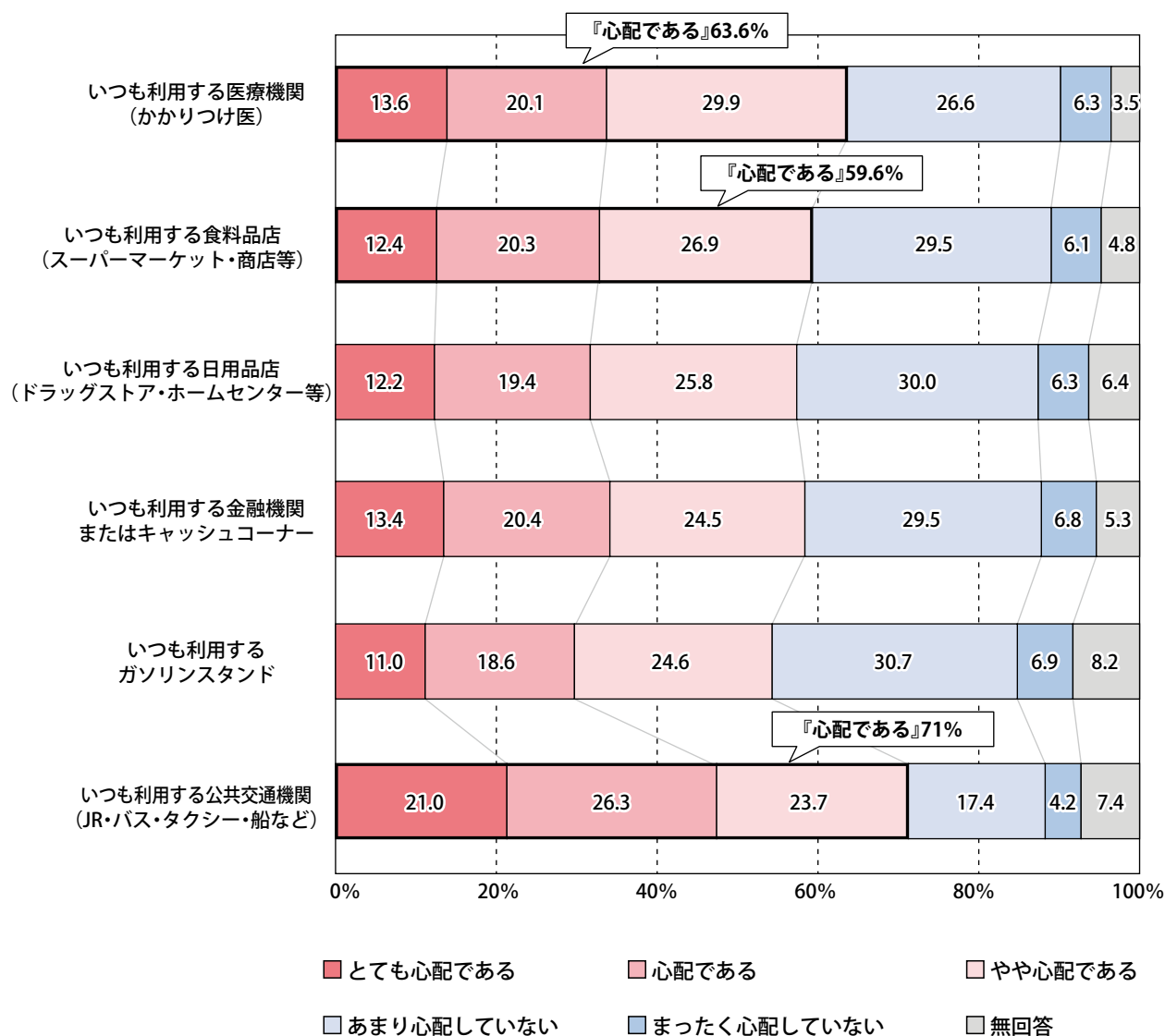
*周辺部集落：基幹集落以外のエリア

出典：令和4年度中山間地域住民生活実態調査

・いつも利用している施設・サービスが、将来（５年後）も心配なく利用できると思うかについては、「公共交通機関」を利用できるか『心配である』（「とても心配である」「心配である」「やや心配である」の計。）と回答した人が71%と最も高くなっており、次いで「医療機関」が63.6%、「食料品店」が59.6%と高くなっています（図表14）。

●図表 14 生活に必要な施設・サービスの継続的な利用（n=6,207人）

いつも利用する施設・サービスのうち、将来(5年後)利用できなくなったりはしないかと心配になるものはあるか。

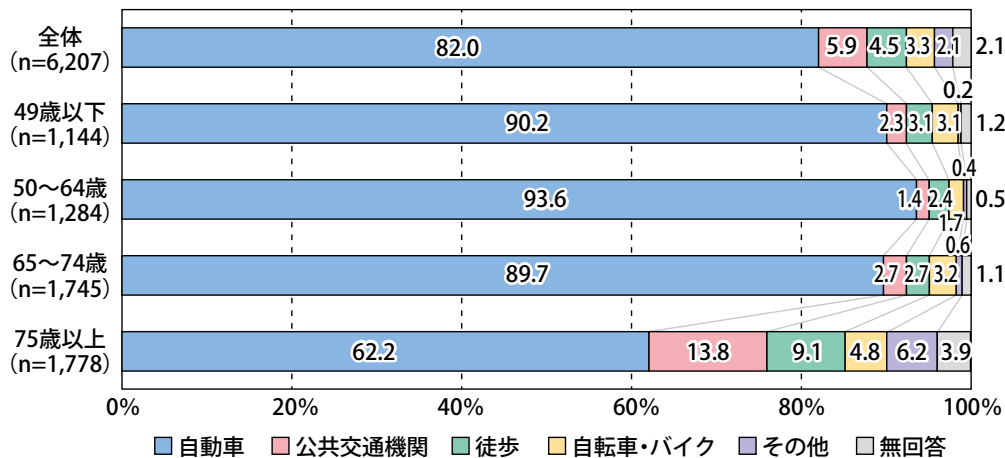


出典：令和4年度中山間地域住民生活実態調査

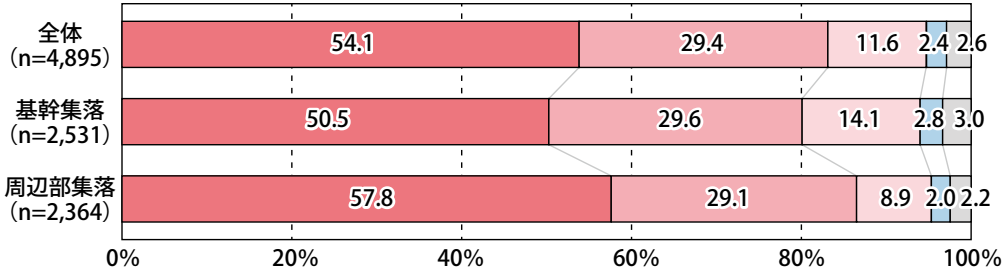
- ・外出の際に最も利用する移動手段として、82%の人が「自動車」と回答しています。
- ・自動車の運転ができる人では、運転ができなくなった場合の暮らしへの影響を懸念する声が多くなっています。
- ・年齢別にみると、年齢層が下がるにつれて、「とても不便になり、暮らしにくくなる」と回答する割合が高くなっています（図表 15）。

●図表 15 外出と移動手段 (n=6,207人)

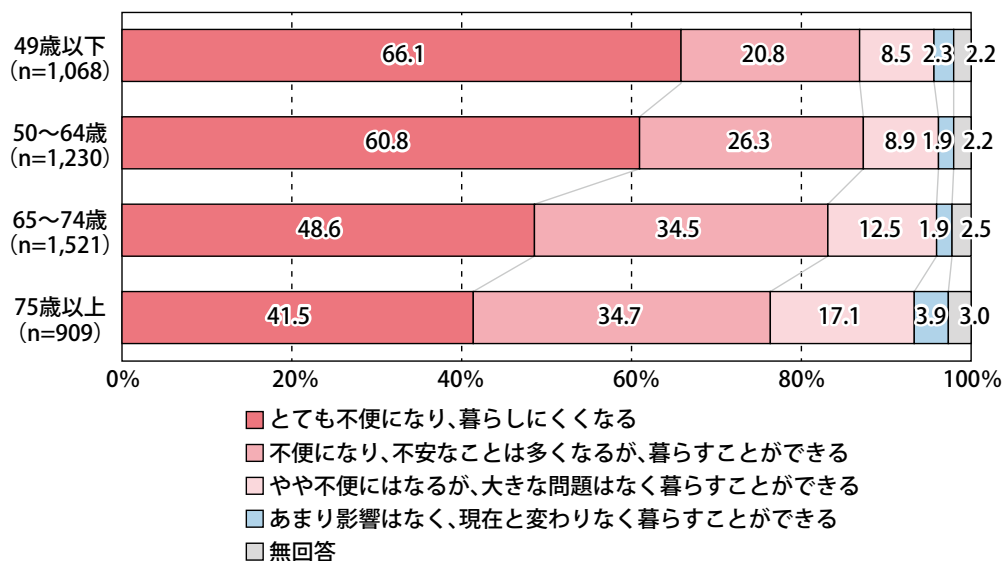
最も利用する移動手段はなにか。



自動車の運転ができなくなった場合、暮らしへの影響はどの程度あるか。



(年齢別)



出典：令和4年度中山間地域住民生活実態調査

4. これからの中山間地域対策の方向性

県内の中山間地域では、第4期計画（平成28年度～）から、公民館エリアを基本として「小さな拠点づくり」を推進してきたことにより、住民同士の話し合いによる地域実践活動が着実に増加しています。

さらに、第5期計画（令和2年度～）では、特に生活機能の確保が急務な人口規模が小さい公民館エリアにおいて「モデル地区」を選定し、複数の公民館エリアの連携による取組を重点的に支援してきました。

一方で、「3. 中山間地域の現状」にもありますとおり、中山間地域では、人口減少や高齢化が進行したことにより、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増えています。

このため、第6期計画においては、これまでの「小さな拠点づくり」で取り組まれた地域実践活動の先進事例を横展開するなどして、公民館エリアを基本とした住民の合意形成による地域運営の仕組みづくりを継続しつつ、生活機能の確保に直結する取組については、行政がより関与しながら、旧市町村を基本単位として、生活機能の維持・確保を進めていきます。

加えて、中山間地域での暮らしを支えるため、生活機能の利用に必要となる地域交通の確保や、地理的・時間的な制約を解消するデジタルの活用、さらに、地域内での経済循環を高めるための域内消費拡大に向けた意識醸成などにも取り組んでいきます。

また、関係市町村と協力し、道路等の社会基盤整備・維持管理について必要な施策を講じ、中山間地域における定住環境の整備を図っていきます。

県のキーワード「誰もが、誰かの、たからもの。」が表す「人のつながり、あたたかさ」は、特に島根の中山間地域が、他の地域に誇れる良さや魅力であり、どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい思いです。

将来の更なる人口減少や高齢化を見据え、中山間地域において、県民の皆様がこれからも、人と人のつながりを大切にし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、第6期計画では「ひと」「くらし」「しごと」の3つを柱として、施策を推進していきます。

「小さな拠点づくり」とは

第6期計画から「小さな拠点づくり」を以下のとおり定義します。

以下の①、②の取組により、中山間地域において、これからも安心して暮らし続けることができるよう、生活機能を維持・確保する取組

①公民館エリア等を基本として、住民同士の話し合いを通じて、地域運営の仕組みづくりを行う取組（持続可能なコミュニティづくり）

②平成の市町村合併前の旧市町村等を基本として、行政がより関与しながら、ガソリンスタンドや商店など日常生活に必要な機能を維持・確保する取組

1. 基本目標

中山間地域において必要な産業や生活機能が維持され、都市部とも補完し合いながら、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができることを目標とし、中山間地域の持つ特性と特色を生かした施策を展開することにより、中山間地域においても、島根創生計画で示した将来像である「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を目指していきます。

2. 推進体制

地域づくりの原動力となるのは、地域を第一線で支える県民一人ひとりの皆様です。安心して暮らし続けることのできる中山間地域の実現に向けて、地域の自主的かつ主体的な取組を基本に、市町村、県が密接な連携を図りながら、総力を結集して中山間地域の振興に取り組むことが重要です。

(1) 県民の役割

- ・地域づくりのためには、住民の一人ひとりが、地域の様々な問題に対して関心を深め、当事者意識をもって、地域住民合意の下に主体的に取り組んでいくことが求められます。
- ・また、具体的な方策の検討や取組を進めるための体制づくりを進めていく必要があります。

(2) 市町村の役割

- ・市町村は県民に最も身近な行政主体として、地域の抱える様々な課題に対して地域と協働し、主体的に地域づくりを進めていくことが求められます。
- ・このため、中山間地域対策を総合的に推進するため、庁内の連携体制の強化や多岐にわたる地域課題に対応する一元的な相談窓口の設置など、支援体制の整備を行う必要があります。
- ・また、地域づくりの推進主体として、地域の実態やニーズの把握に努め、住民議論の活発化を図るとともに、住民主導の地域づくり活動等に参画し、地域課題の解決に向けた積極的な支援を行うことが必要です。
- ・さらには、必要に応じ、他の市町村と連携、協力を図りながら、広域的に対応することが求められます。

(3) 県の役割

(基本的な考え方)

- ・現場に出向き、県民の皆様の声をしっかり聞いて、課題を抽象的ではなく具体的に把握し、その課題に対して地域の方々と一体となって取り組みます。
- ・また、多岐にわたる中山間地域の課題に対し、関係部局が横断した連携による県民目線で解決する施策を立案し、実行します。

(地域への支援)

- ・市町村と連携しながら、地域における住民主体の実践活動等を支援するとともに、この活動から地域づくりのモデルとなるような地域や活動を一つでも多く作り出します。また、地域での活動に至るまでのプロセス・方法論を取りまとめ、先進事例として横展開し、県内における地域づくりの新たな動きや活動の活発化を促していきます。
- ・現場において、地域支援を担当する職員を中心に、現場のニーズに機動的、かつ、柔軟に対応していきます。
- ・また、専門的な分野において、民間専門家等の派遣や専門職員による現地での指導・助言などが必要な場合には、積極的に専門家等を活用していきます。

(市町村への支援)

- ・複数の市町村にまたがる広域的な課題や中山間地域に共通する課題など、県が積極的に関わるべき課題の解決に向けた支援や調整を行います。
- ・人材育成に向けた研修や意見交換の機会を創出するとともに、国の補助金・交付金など、地域づくりへの支援を目的とした様々な助成制度について情報提供を行っていきます。

(調査・研究と普及)

- ・中山間地域研究センターは、中山間地域の調査研究並びに農業、畜産及び林業の試験研究を総合的に実施するとともに、研究成果を活かした研修機会の提供、技術指導、情報提供を行っていきます。
- ・特に、地域研究部門においては、社会や経済など社会科学的な視点から多様な住民、部門、機関等と連携し、持続的な地域社会の形成を支援するシンクタンクとして、現状分析、手法開発、モデル構築、政策立案・評価機能を発揮するよう努めます。
- ・中山間地域に共通する問題に関する調査研究を進め、中山間地域の構造的な問題解決を目指すとともに、市町村や地域等へのアドバイス、情報提供を積極的行います。
- ・これまでの研究も含め、研究成果がより市町村や地域等へ普及するよう実装研究に取り組みます。

(県民等への情報提供・理解促進)

- ・県は、市町村や県民をはじめ、県外にお住まいの方々に対しても、中山間地域の活性化策や中山間地域の持つ公益的機能等についての各種情報をあらゆる機会を通じて提供するとともに、中山間地域の存在意義についての理解増進を図ります。

(国への働きかけ)

- ・国に対しては、同様な課題を抱える他の県とも連携し、関連対策や制度の充実強化、規制緩和を含めた抜本的かつ総合的な対策の実施について提案していきます。

第4章 中山間地域の活性化に向けて取り組む重点施策

1. 「ひと」

豊かな自然と文化・歴史に恵まれた島根県の中山間地域での暮らしは、あたたかな信頼関係の中で子育てから老後まで安心して生活できる地域社会の助け合いや絆に支えられてきました。

こうした豊かで暮らしやすい中山間地域の礎となるのは、地域にお住いの「ひと」です。

人口減少や高齢化が進む中、今後も安心して暮らし続けることができる地域としていくためには、将来に渡って中山間地域を支える人づくりが大切です。

このため、地域活動の中心となる地域運営組織等のリーダーをはじめ、集落支援員、地域おこし協力隊など、地域を支える人づくりや、中山間地域の次代を担う子どもから若者世代の人づくり、結婚・出産・子育てへの支援、Uターン・Iターンや関係人口など新しい人の流れづくりに取り組みます。

(1) 地域を支える人材の確保・育成

【取組の方向性】

地域づくりでは、地域が抱える課題を自らの課題として捉え、大局的な視点から今後地域が目指すべき姿を描くことができる地域の「要」となる人材であるリーダーやその支援者の存在が不可欠です。

リーダーには、地域の様々な意見を拾い上げ、行政など関係者をつなぎ、多世代を巻き込んでいくことが期待されます。こうしたリーダーの後継者育成が重要となってきます。

また、地域での取組は一人の力だけで進めることは難しく、課題解決に取り組む意欲を持った住民の輪を広げ、地域づくりや実践活動をコーディネートし、リーダーが孤立しないよう支援する方や、市町村が配置する地域の実情に詳しい集落支援員の役割が大切です。

一方、地域運営の担い手確保のためには、地域づくり活動に関心のある外部人材を呼び込むことも必要です。地域おこし協力隊や、特定地域づくり事業協同組合制度を効果的に活用することにより、新たな担い手の増加を目指します。

さらに、公民館等を中心に、幅広い世代の地域住民が主体的に様々な地域課題の解決に向かえるよう、実行力を養う学習活動や実践活動を支援し、持続可能な地域づくりを実現するための基盤となる地域を担う人づくりを推進します。

【推進方法】

① 地域を支える人づくり

- ・地域のリーダーやその支援者の養成に向けた研修を行うとともに、地域づくりに関わる幅広い人材による意見交換会等の開催により、潜在的なリーダー候補者の発掘につながるよう取り組みます。
- ・先進的な活動事例の紹介や、助言などにより集落支援員の活動を支援するほか、ノウハウや知見を共有するため、集落支援員相互のつながりを深める学び合いの機会の充実を図ります。
- ・地域の実情に詳しい中山間地域研究センターや地域支援担当職員が地域づくりの段階に応じ、地域づくりの担い手育成を側面支援します。
- ・地域おこし協力隊の募集情報等を集約したポータルサイトの開設や、受入体制構築に向けた市町村職員研修会の開催等により隊員の確保に努めるとともに、任期終了後の定住、定着を促進するため、先輩隊員からの生業づくり等のアドバイスなど、今後の仕事・活動を見据えたサポートを行います。
- ・特定地域づくり事業協同組合制度*を活用して、地域社会の維持と地域経済の活性化に貢献する地域づくり人材の確保を目指す事業協同組合の円滑な運営や、市町村を支援します。

*特定地域づくり事業協同組合制度

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するためのマルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行う制度。

② 地域課題の解決に向かう人づくり

- ・地域住民が主体的に地域課題の解決に向かえるよう、公民館等の学習活動や実践活動を通じて人材育成に取り組む市町村への支援や、住民の学びや活動に対するNPOや企業など多様な主体との連携による支援を行います。
- ・公民館等による取組の成果の見える化を進めるため、効果やノウハウ等をリーフレットの配布や交流会の開催等を通じて情報提供していきます。
- ・島根大学等と連携して社会教育士*を養成するとともに、社会教育関係者に係る研修の充実やネットワーク構築を行います。

*社会教育士

令和2年度からの社会教育主事講習を受講した者に与えられる称号。NPOや企業など多様な主体と連携・協働し、福祉やまちづくり等の社会の多様な分野における学習活動を支援することを通じ、人づくりや地域づくりに携わることが期待されている。

(2) 地域の次代を担う人材の育成

【取組の方向性】

人口減少や高齢化が進む中山間地域において、地域の将来を担う人材の育成を進めていくためには、子どもたちが、身近な地域に対する愛着や誇りを持ち、確かな学力と豊かな心を育み、夢や希望に向かって挑戦できるよう、学校、家庭、地域や地元企業等が連携・協働しながら、人と人とのつながりやあたたかさがある島根らしい魅力ある教育を行っていく必要があります。

また、高校生が県内大学の専門的な教育や研究などに触れることで大学での学びを知り、身近で特別な存在として意識することで大学進学を希望する生徒の進路選択の幅が広がり、結果として県内進学者が増えるよう、大学との連携を進めることが大切です。

一方、高等教育機関には、地域に密着した教育・研究を地元と一体となって進めることで、主体的に地域課題の解決に向けて取り組む実践力を備えた人材の育成が期待されています。

そして、高校生や県内外に進学した学生には、県内産業やそこで働く人に触れる機会などを提供することで、島根で働く魅力を伝え、県内就職を促進します。

【推進方法】

① 地域との協働による人づくり

- ・子どもたちが多様な人々との関わりや様々な経験の中で育まれるよう、身近な「ひと・もの・こと」を本物の教材として学ぶふるさと教育や、地域、県内大学、地元企業等と連携した探究的な学びを推進します。
- ・学校と地域をつなぐコーディネーターの研修を市町村と連携して実施するなど、学校と地域が一体となって子どもたちを育む学校運営協議会等の協働体制による取組を推進します。
- ・子どもたちがスポーツや文化芸術活動を通して豊かな心が育まれるよう、地域や学校、関係団体等と連携し、スポーツや文化芸術に親しむ機会を提供していきます。

② 高等教育機関と連携した人づくり

- ・高等学校では、大学進学を希望する生徒の進路選択の幅が広がるよう、県内大学との高大連携に関する協定に基づき、「総合的な探究の時間」等において、大学の専門的な教育や研究などに触れる機会を提供します。
- ・入試改革を行う高等教育機関と県内高等学校との高大連携により、地域に関する学びを高校から大学までつなげるための取組を推進します。

- ・島根県立大学では、入学者に占める県内出身者割合の向上を目的として、県内の中山間地域などからの入学者増につながる入試制度改革を検討、実行します。あわせて、実践型教育や地域教育を充実させ、地域の担い手となる人材の県内定着を図るとともに、教員や看護師、保育士など県内で不足する専門人材の育成に取り組みます。

③ 島根で働く人づくり

- ・就職を目指す高校生に、島根で働き、暮らし続ける魅力を伝えるため、県内企業等との接点を持てる多様な機会を提供します。
- ・県内大学等の学生等に、島根で働く魅力や意義について考えてもらうため、大学、企業、県等で設立した「しまね産学官人材育成コンソーシアム」を中心に、低学年次から県内企業等との接点を持てる多様な機会を提供します。
- ・県外大学等の学生等に、県内就職への意識をもってもらうため、県と山陽・関西圏・首都圏における大学等との関係を強化するとともに、島根県出身学生が低学年次から県内企業等への理解を深めることができる多様な機会を提供します。
- ・県内私立専修学校においては、習得した専門知識や技術を活かした就職につながるよう、県内企業等との接点を持てる多様な機会を提供します。
- ・県内高校、県内大学等、県外大学等、私立専修学校の学生等の保護者に対し、県内企業等への理解を促進するための情報発信を行います。

(3) 結婚・出産・子育てへの支援

【取組の方向性】

人口減少が進む中山間地域においても、若い人たちが安心して暮らし続けて、子どもを1人、2人、3人と産み育てたいと思うことができ、その希望をかなえられるよう、子育て支援の充実や、働きやすい環境を整備することが重要です。

島根県の合計特殊出生率は、全国的には高い水準を維持しているものの、人口を維持できる水準にはなく、また、若い世代の結婚したい、子どもを持ちたいという希望と、実際の婚姻、出生の状況には乖離があります。

一方、島根県には、多世代同居の割合が高く、保育所や放課後児童クラブの待機児童率も低いことなどを背景に、育児をしている女性の有業率が高く、子育てしながら働きやすい環境があります。

このような強みを活かしながら、若い世代の結婚したい、子どもを育てたいという希望をかなえるため、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目ないきめ細かな支援や、子育てと仕事の両立支援など、地域の実情に応じた取組を市町村や企業、地域の関係者などと一緒に進めます。

【推進方法】

① 結婚への支援

- ・中山間地域においても、結婚を望む県民誰もが、結婚支援サービスを安心して気軽に利用できるよう、全県における結婚支援サービスの充実を目指し、全市町村における相談・支援体制の維持・拡充を支援します。
- ・しまね縁結びサポートセンターにおける縁結びボランティア「はぴこ」の活動支援やコンピューターマッチングシステム「しまコ」の利用拡大、多様な出会いの場の創出など、中山間地域を含む県内全域で相談・マッチングの機会を確保します。
- ・学校や企業などと連携して、子ども、学生、社会人に向けて、結婚・妊娠・出産・子育てについて必要な知識を得たり、人生設計について考えるための講座などを実施します。

また、結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。

② 妊娠期・産前産後での支援の充実

- ・子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠期から産前産後を過ごせるようにするため、不妊に悩む夫婦への支援をはじめ、周産期・小児の医療提供体制を維持するとともに、市町村と連携した妊娠期や産後早期からの家事・育児支援や母親の心の健康支援など、妊産婦の産前・産後のケアに取り組めます。
- ・若い世代の方々に妊娠前から将来の結婚・出産などのライフプランを考え、日々の生活や健康に向き合う「妊娠前からの健康管理」について理解し、実践していただく取組を進めます。

③ 子育てしやすい環境の充実

- ・保育所等の利用児童数の減少が進む中、中山間地域においても必要な保育機能を維持できるよう、市町村と連携し、小規模保育所等への運営支援や保育所等の多機能化等に取り組めます。
- ・保育士不足に対応するための保育士の確保・定着支援、保育人材がいきいきと働く環境を確保するための保育所等の労働環境改善などに取り組めます。
- ・中山間地域においても学校外において安心して子どもを預けられるよう、市町村と連携し、放課後児童クラブの利用時間延長や待機児童解消等に向けた取組と、児童がクラブで充実した時間を過ごすための環境整備を推進します。
- ・協賛いただいた店舗等からの各種サービスの提供によって、子育て世帯を地域全体で応援する「子育て応援パスポート（こっころパスポート）事業」について、比較的協賛店舗が少ない中山間地域において登録促進を強化するほか、子育て支援に積極的な企業は「こっころカンパニー」として認定するなどの取組を進めます。
- ・誰もが子育てや介護をしながら安心して働き続けられる環境づくりを推進するため、柔軟な働き方のできる制度の導入や職場環境の改善に取り組む事業者への支援を商工団体と連携して取り組めます。
- ・子育て世代の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費の助成をさらに拡充し、市町村と連携して、県内全ての市町村で高校生相当年齢まで医療費助成が行われるよう取り組めます。
- ・世代間の支え合いにより子育て環境の充実が期待される、多世代同居・近居を支援します。

(4) 新しい人の流れづくり

【取組の方向性】

これまで県では、Uターン・Iターン希望者等に対して、仕事や住まい、生活等の情報提供から、相談や無料職業紹介、農林水産業などの産業体験や地元との交流、そして実際の受入れと、その後の地域への定着までを、各段階に応じてサポートしてきたことにより、移住・定住の促進につながっています。

この流れが一層大きく強いものとなるよう、県や市町村、ふるさと島根定住財団などの関係機関が連携し、Uターン・Iターン希望者の特性に応じた支援を、きめ細かく行っていく必要があります。

また、県では関係人口の拡大に向け、島根への理解を深めてもらうためのセミナーや、島根との関わりを考える連続講座「しまコトアカデミー」の開催、課題解決や活性化に取り組む地域とつなぐ「しまね関係人口マッチング・交流サイトしまっち!」の活用を進めてきました。これらを通じて、都市部の人々の県内の中山間地域への理解促進や住民との交流拡大が図られ、地域への愛着の醸成と地域貢献につながっており、さらにはUターン・Iターンの契機ともなっています。

こうした関係人口を拡大し、新たな地域づくりの担い手として参画していただくための仕組みづくりや、将来的に関係人口から移住につなげていく視点での取組の充実を図っていきます。

【推進方法】

① Uターン・Iターンの推進

- ・県内出身者の方に、中山間地域への関心やつながりを維持し、Uターンを考えるきっかけとしてもらえるよう、中山間地域の情報に接する機会や地域・企業とふれあう機会を創出します。
- ・Uターンを希望する方には、個々の希望に応じた、丁寧できめ細かな相談対応などを充実させ、特に山陽・関西圏・首都圏において、県内出身の学生や若者のUターン促進の取組を強化します。
- ・県外出身者の方に、地方移住への関心を高め、島根を移住先として選択してもらえるよう、島根の暮らしやすさに関する都市部での情報発信を強化するほか、相談対応や中山間地域を知っていただくための体験機会の提供、定着支援など、各段階に応じて適切にサポートする体制を整え、特に首都圏・関西圏における取組を強化し、Iターンの促進と移住後の定着を図ります。
- ・特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、大都市から地方へという働き方や人の流れを促進するよう、事業協同組合の円滑な運営や市町村を支援します。

- ・農業とそれ以外の仕事を組み合わせた半農半Xによる島根での「農ある暮らし」や、複数の職業により生計を維持するマルチワーク的な働き方など、地域で複合的な所得を得る実践事例を情報発信し、中山間地域へのUターン・Iターン者の確保につなげていきます。
- ・県外からの移住者や、県内に定着・回帰した若者が安心して暮らし続けることができるよう、市町村と連携して、良質で多様な住宅の供給や空き家情報の提供等を促進します。

② 関係人口の拡大

- ・都市部での関係人口の掘り起こし、県内の中山間地域への理解促進や意識啓発を行うとともに、「しまっち!」の活用などにより、様々な形で中山間地域に貢献していただく機会や活動の場を提供します。
- ・地方の暮らしに関心を持つ方には、市町村やふるさと島根定住財団と連携して、島根への移住の検討に向けた支援を行います。
- ・農山漁村での体験や農家民泊などにより、来訪者が島根での生活への理解を深め、移住への関心度を高める「しまね田舎ツーリズム」を推進します。
- ・しまねの「魅力」や島根らしさの情報発信を強化し、島根の暮らしに関心を持つ人や島根を応援する島根ファンの交流の場づくりを支援し、特に首都圏・関西圏での関係人口の拡大に向けた取組を強化します。

2. 「くらし」

中山間地域では、人口減少や高齢化が進み、地域を支える人材の不足や、日常生活に必要な機能やサービスの低下が深刻化しています。

そうした中、県民の皆様が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、持続可能なコミュニティづくりや、買い物、燃料、医療、介護など、生活機能・サービスの維持・確保が求められています。

また、中山間地域においては、最寄りの店舗・病院などへ移動するための地域交通の確保や、地理的・時間的な制約を解消するデジタルの活用が、より重要となっています。

さらに、農山漁村が有する多面的機能に十分配慮して、農林水産業を核とした地域の生活が将来にわたって維持できるような取組も大切です。

そうした中山間地域における住民の皆様の「くらし」を守るため、必要な施策を推進していきます。

2-1 小さな拠点づくりの推進

(1) 持続可能なコミュニティづくり

【取組の方向性】

これまで、公民館エリアを基本単位とした「小さな拠点づくり」を推進してきたことにより、中山間地域において、生活機能の維持・確保のための実践活動に取り組んでいる公民館エリア数が令和5年度末に154エリアとなるなど、住民の話し合いによる地域実践活動が着実に増加しています。この動きを停滞させることなく、かつ、取組が進んでいない地域へ波及するよう、県と市町村が連携し、課題解決に向けた実践活動を維持・充実させていきます。

そのため、これまで各地域で取り組まれてきた実践活動の先進事例や第5期計画において、重点的に支援を行った複数の公民館エリアにわたる「モデル地区」の取組を他の地域に紹介するなどして、県全体へ地域実践活動を波及させていきます。

また、災害時には地域のコミュニティによる支え合いが大切であるため、市町村とともに地域防災力の強化に取り組めます。

【推進方法】

① 地域住民の話し合い・機運醸成

- ・住民の議論を喚起するため、「しまねの郷づくり応援サイト」により、公民館エリア単位の人口推計や高齢化率など、客観的なデータを情報発信します。

- ・「地域課題の把握」「住民の合意形成」「推進体制の構築」など、先進地域での取組のプロセスやその成果について、多様な広報媒体を活用して情報発信します。
- ・公民館等を中心に、幅広い世代の地域住民が主体的に様々な地域課題の解決に向かえるよう、実行力を養う学習活動や実践活動を支援します。

② 持続可能な地域運営の仕組みづくり

- ・運営の自主性、持続性を高めるための研修を実施することにより、地域運営組織等の取組を支援します。
- ・地域運営組織等の取組を持続可能なものとするため、活動を担う部門を法人化するという、組織強化を図るための取組についての事例紹介や情報提供を行います。
- ・地域運営組織等の安定した運営を図るため、財源確保に向けた県内各地域の参考事例を情報提供するとともに、地域資源を活用したスモール・ビジネスの取組を支援します。
- ・地域内で限られた担い手に負担が集中しないよう、地域運営組織や集落、自治会などの役の整理等を促進する手法を研究します。

③ 地域住民の実践活動への支援

- ・他地域の先進事例や、モデル地区での取組を広く県内に波及させるため、取組のプロセスやその成果について、多様な広報媒体を活用して情報発信します。
- ・市町村と連携・協力し、地域運営組織等による新たな実践活動や、これまでの活動内容を充実する取組を支援します。
- ・生活機能の維持・確保のため、地域と企業が協働して地域課題の解決に取り組んだモデル事業の成果を他地域に波及させていきます。
- ・地域の実情に詳しい中山間地域研究センターや地域支援担当職員が、市町村と連携・協力し、地域課題解決に向けた活動を側面支援します。

④ 地域防災力の強化

- ・防災に関する講演会・学習会の開催や、一人ひとりの避難計画であるマイタイムラインの普及などを通じて、県民の防災意識の向上を図ります。
- ・災害時に自ら避難することが困難な高齢者なども円滑かつ迅速に避難できるよう、個別避難計画の作成などの市町村の取組を支援します。
- ・自主防災組織・消防団員等の育成など、地域の自主防災活動を担う人材を確保する市町村の取組を支援します。

(2) 生活機能・サービスの維持・確保

【取組の方向性】

これまで、公民館エリアを基本として住民の合意形成を図り、地域運営の仕組みづくりを推進してきたことで、一定の成果を得たところですが、県内の中山間地域では、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増えています。

また、一部の地域では、ガソリンスタンドなど地域住民で維持していくことが難しい生活機能が失われつつあります。

さらに、医療機関や介護・福祉事業所において、患者・利用者の減少や職員の不足、サービスに係るコストが割高になるなどの理由によって、医療・介護・福祉サービスの提供が困難となる地域も生じています。

このため、これまで市町村と連携して進めてきた公民館エリアを基本とした住民の合意形成による地域運営の仕組みづくりについては継続しつつ、今後は、燃料、買い物など生活機能の確保に直結する取組について、行政がより関与しながら、旧市町村単位での生活機能を維持・確保していくことが必要です。

また、安全・安心な暮らしを支える医療・介護・福祉サービスの確保のため、必要となる取組を進めていきます。

【推進方法】

① 日常生活に必要な機能・サービスの提供

- ・市町村と連携・協力し、買い物やガソリンスタンドなど生活機能の維持・確保に直結する取組について、行政がより関与しながら、旧市町村単位で維持・確保するための対策に取り組めます。
- ・中山間地域において買い物ができる環境を維持・確保するため、中小企業者等の店舗改修や移動販売・宅配など市町村が実施する必要な対策を支援します。
- ・中山間地域の日々の生活に不可欠な燃油を供給するガソリンスタンドの存続のため、改修費等を補助する市町村を支援します。

② 地域医療の確保

- ・各二次医療圏*で関係者の協議を進め、将来の医療需要を見据えた医療機関の機能分担や連携体制を検討し、身近な医療サービスが提供できるよう取り組むとともに、必要に応じて二次医療圏を越えた役割分担や連携体制など、県全体で医療機能を維持・確保するための検討を進めます。

- ・無医地区等を対象とした巡回診療やへき地診療所への代診医の派遣など、地域の診療支援を行う地域医療拠点病院やへき地診療所等が維持できるよう運営や設備等に対し支援するとともに、ドクターヘリの運航やまめネット等のICTを活用し、広域にわたる医療機関の連携を支援します。
- ・医師・看護職員・薬剤師など医療従事者を養成・確保するとともに、診療科が限られる中山間地域において必要性が高まっている、患者を幅広く診察する総合診療医の育成や、急性期医療から在宅医療等を支える特定行為研修を修了した看護師など専門性の高い看護師の養成を図ります。

***二次医療圏**

通常の入院医療に対応し、健康増進から疾病予防、診断・治療及びリハビリテーションに至る包括的な医療提供体制の整備を進める圏域であり、県内では、松江・雲南・出雲・大田・浜田・益田・隠岐の7つの二次医療圏を島根県保健医療計画で設定している。

③ 介護の確保

- ・限られた資源を有効に活用することで地域に必要なサービスが維持されるよう、地域における既存サービスの再編や、介護人材の効率的な活用などについて、地域関係者による議論を促します。
- ・施設整備について、既存サービス機能の集約や拠点化など、地域の実情に応じて行われる取組に対する支援策を検討していきます。
- ・介護人材の確保につながるよう、主に若年層に向けて介護の魅力を発信するとともに、介護職場の業務効率化のために事業者が行うICT・ロボット等の導入を支援します。

④ 地域包括ケアシステムの推進

- ・医療と介護サービスの切れ目ない提供体制の構築や介護予防、重度化防止、認知症施策のより一層の充実、高齢者の日常生活を支援する担い手の養成、地域住民が主体となった支えあいの仕組みづくりに向けて、市町村等と連携して取組を進めます。
- ・圏域や市町村単位で、医療機関や介護事業所間の役割分担や相互の連携による具体的な対応策が検討されるよう支援を行うほか、圏域内で完結できない課題等については、広域的な議論の場を提供するなど、引き続き、市町村において、地域の実情を踏まえた議論や検討が進むよう支援します。
- ・市町村が地域の実情に応じた住民への説明や施策の企画立案が行えるよう、全保健所に配置している地域包括ケア推進スタッフが中心となって、具体的な議論の材料となる各種データの分析結果などの情報提供や課題整理といった市町村への伴走支援を行います。
- ・公民館単位など身近な地域で、住民同士の支え合いを重視した住民主体の健康づくり活動を、市町村等と連携して進めるとともに、この活動の推進にあたっては、「小さな拠点づくり」と一体的に取り組み、健康なまちづくりにつながるよう支援します。

(3) 地域交通の確保

【取組の方向性】

中山間地域において、路線バスをはじめとする地域交通は、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための基盤として重要であり、その中心的な役割を担うバス事業者が運行する路線バスは、主要拠点が集まる中心市街地と各地区を結ぶほか、買い物や通院、通勤や通学など、住民の日常生活を支える移動手段となっています。

近年は、これまで長く続いてきた利用者の減少に加えて、急激に進む運転手不足から、やむを得ず路線の廃止や減便が生じるなど、大変厳しい状況に置かれています。

路線バスをはじめとする交通事業者の運転手は、高齢化が進んでいるほか、新たな採用が難しいことから、今後も減少が見込まれる状況であり、運転手不足が県全体の課題として顕在化しています。

このため、国、県、市町村や交通事業者の代表などで構成する「中山間地域をはじめとした島根の生活交通を考えるプロジェクトチーム」において、運転手の確保などの地域生活交通の課題について検討を重ね、解決に向けた取組の方向性をとりまとめました。

このとりまとめでは、事業者の積極的な取組を前提として、業界（事業者）と行政が連携・協力して、運転手確保の取組を進めることや、事業者が実施する積極的な処遇改善や人材育成などの取組により、運行経費が増加する場合においても、これまで実施してきた運行経費支援を基本として行政が支える方向性を示しています。

これを踏まえ、路線バスの維持・確保に向けて、国や市町村と連携・協力して、運転手確保の取組や、バス事業者への運行経費を支援します。

また、これまで路線バスを運行していた事業者が撤退した地域においては、住民生活に支障が生じないように、市町村が事業者の車両を活用し、運行する乗合バス・乗合タクシーや、市町村が車両を用意し、事業者に運行を委託する自家用有償旅客運送などにより、住民の移動手段を確保してきました。

しかしながら、これらについては、利用者の減少により行政負担が増加傾向であることや、高齢者を中心に、自宅から目的地までドアツードアでの移動を求める声が高まるなど、住民の移動ニーズが多様化していることを踏まえ、引き続き市町村と連携し、利用者の利便性を確保しつつ、地域の実情に応じた最適な交通手段へ見直していきます。

【推進方法】

① 地域生活交通の確保

- ・地域にとって望ましい交通体系の姿を明らかにするため、そのマスタープランとなる市町村の地域公共交通計画の策定を支援します。
- ・市町村が行う路線バスからコミュニティバスやデマンド型の乗合タクシーへの転換などの既存の交通手段の見直しを支援し、地域の実情に応じた最適な交通体系への転換を図ります。
- ・高齢化の進行に伴い多様化する住民の移動ニーズへの対応や、行政負担の効率化を踏まえ取り組む、市町村のタクシー利用助成を支援します。
- ・持続可能な地域生活交通の維持・確保に向けて、AIデマンド型交通や自動運転などの活用について研究を進めます。

② 中心市街地への幹線交通の確保

- ・地域の拠点病院や、大型の小売店舗が立地する中心市街地と各地区を結ぶバス路線を維持・確保するため、国や市町村と連携して、バス事業の運行に係る経費を支援します。
- ・交通事業者の積極的な取組を前提として、業界(事業者)や国、市町村と連携・協力して、給与水準や勤務条件など労働環境の改善や、交通業界の魅力発信などの採用活動、採用後の人材育成など、運転手の確保に向けた取組を進めます。
- ・公共交通の利用者や交通事業者などの関係者が参画する市町村の地域公共交通会議での議論を通じて、幹線交通をはじめとする交通ネットワークを維持・確保するための検討を進めます。

2-2 多面的機能の維持・保全・発揮

【取組の方向性】

中山間地域は、農林水産物の生産の場であるとともに、地域住民の生活の場でもあり、そこで農林水産業や地域活動等が行われることによって、国土の保全、豊かな自然環境や美しい景観の保全、文化の伝承など、多面的な機能が保たれています。

人口減少や高齢化が進行する中であっても、農山漁村における地域の暮らしが維持され、多面的機能が維持・発揮されるよう、中山間地域における農林水産業や地域活動を支援していきます。

また、中山間地域の豊かな歴史、伝統文化・芸能などの地域資源は、地域の活性化をはじめ、世代間の交流機会の創出や、地域外の人々との交流など関係人口の拡大などにも寄与しており、地域の誇りとして大切に守られています。

一方で、少子化や若年層の流出に伴う担い手不足、生活スタイルの変化などにより、これまでどおりの活動の継続が難しくなることも考えられるため、持続可能な活動となるよう、地域で話し合っていくことも求められます。

地域がより個性的で魅力あふれるものとなるため、地域の豊かな歴史、伝統文化・芸能を活かした活動が継続的に展開され、喜びと生きがいを持って、心豊かにいきいきと暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

【推進方法】

(1) 持続可能な農山漁村の確立

① 持続可能な農山漁村の確立

- ・農林水産業をベースとした農山漁村における地域の産業や生活基盤が維持され、多面的機能が十分発揮されるよう、地域ごとにビジョンをつくり、地域で必要とされる担い手の確保や集落営農体制の維持・強化に向けた広域的な取組や、生活や営みに近い集落周辺の森林整備など、地域の積極的な取組を促します。

② 鳥獣被害対策の推進

- ・県や市町村が行う水田園芸などの産地づくりや、中山間地域等における営農維持・発展の取組を行う地域を重点的に支援することで、農作物被害の低減を図ります。また、狩猟免許所有者を安定的に増加させるとともに、幅広い担い手による捕獲体制づくりを進めます。

- ・捕獲した有害鳥獣については、ジビエ活用も含めた処理体制の整備を進めます。
- ・特に近年、生息数や被害が増加しつつあるニホンジカ、ニホンザルなどについて、県が主導的な役割を担いつつ、関係市町と連携しながら、捕獲体制の構築や広域的な被害防止対策などを進めます。

(2) 伝統文化・芸能の継承

- ・地域の伝統文化・芸能を保存、継承するため、住民が主体となった保存継承活動を支援し、その魅力についてイベント等を通じて地域外の人々へも情報発信を行います。

2-3 地域社会のデジタル化の促進

【取組の方向性】

中山間地域を支える人材の不足や、日常生活に必要な機能・サービスの低下などの課題に対し、ICTは、地理的・時間的な制約を解消し得る手段であり、適切に利活用することで、大きな付加価値を生み出すことができます。また、ICTを活用してデータ収集やデータ分析を行うことで、課題の可視化や施策立案へとつなげることもできます。

地域の実情に応じて、様々な分野においてICTの利活用に戦略的に取り組むことで、地域の課題解決が期待できます。

また、急速にデジタル化が進む中で、デジタル利活用人材の確保・育成や、子どもたちが情報社会に主体的に対応する力を備えることが求められています。

一方で、障がいのある方や高齢者などを含め、一人ひとりの置かれている状況に応じて、社会参加できるようにすることが必要です。

地域社会全体でICTの利活用を進めるに当たり、年齢、障がいの有無、性別、国籍等を問わず、誰一人取り残さない形で、全ての県民にデジタル化の恩恵が広く行き渡ることが重要であり、そのために、デジタル技術を有効活用することが大切です。

県では、令和4年3月に「島根県ICT総合戦略」を策定し、「県民の利便性向上と行政の効率化」「ICTの利活用による島根創生の推進」「デジタルデバйд対策」を基本方針として各種施策を推進しており、これを基本としつつ、中山間地域が抱える課題の解決などに向けて、必要な取組を進めていきます。

【推進方法】

① ICTを利活用した中山間地域の課題解決

- ・魅力ある農林水産業づくりや、産業振興、子育て支援、医療・介護・福祉サービスの充実、防災対策の推進などあらゆる分野においてICTを利活用した取組を着実に進めるとともに、市町村や関係機関と連携し、県民に向けたICT活用の普及を推進します。
- ・デジタル利活用人材を育成・確保するため、求職者や県内企業の社員向けにデジタルスキルを習得する機会を提供するほか、子どもたちが情報社会に主体的に対応できるよう、ICTを活用した教育を推進します。
- ・デジタル技術を活用した地域課題の解決に向けては、産官学民が連携して取り組んでいく必要があることから、具体的な解決策を検討するためのプラットフォームを整備するなど、ICT利活用による新たな付加価値の創造を図ります。
- ・取組の継続のためには地域の通信環境の整備が前提となることから、携帯電話不感地域の解消や5Gの環境整備促進について、国や通信事業者に対する要望等を行い、通信環境の充実を図ります。

② デジタルデバйд対策

- ・島根県内の市町村においても行政窓口のオンライン化などが着実に進んでおり、スマートフォンなどICT機器に不慣れな高齢者等に対する支援がより一層求められる状況にあることから、国が掲げる「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現していくことを念頭に、講師となり得るICT人材を育成し、高齢者等が不安なくデジタル化の恩恵が受けられるよう取組を進めます。
- ・地域住民の身近な場所にICT機器を整備し、地域住民が気軽にICT機器に触れ、学び合える環境（地域デジタル拠点）を整備し、デジタル化の恩恵が県民に広く行き渡るよう取組を進めます。

3. 「しごと」

中山間地域の活性化に向けては、若い世代に地域に残ってもらい、戻ってもらい、移ってもらうことが大切であり、「くらし」に必要な所得を安定的に得られるような仕事を確保していくことが求められます。

そのためには、中山間地域の中心的な産業である農林水産業をはじめ、第2次、第3次産業の振興を進めて、活力を高め、所得を引き上げ、魅力ある職場を増やすことで、中山間地域での「しごと」の確保に取り組む必要があります。

県民にとって魅力のある雇用の場の維持・創出や、質の向上に向けて、それぞれの産業の特性や、強みを活かしていくことが求められます。

島根の強みである豊かな自然、地域産業の集積、観光資源などを活かして県内産業の競争力を強化しながら、働きやすい環境の整備に努め、人材の確保と育成、定着を図ります。

また、中山間地域の雇用と活力が維持できるよう、地域の特産品の販路拡大などにより経済と人の流れを生み出しながら、経済を力強く循環させることで、地域経済の活性化を図ります。

(1) 農林水産業の振興

【取組の方向性】

農業については、持続可能で活力ある農業・農村を実現するため、農業者をはじめ地域が一体となって、意欲ある担い手が創意工夫を凝らし発展性のある農業経営を展開できるような環境を整えることが重要です。

中山間地域を含めた本県農業の基幹作物であるコメを基本とした持続可能な水田農業の取組を進めつつ、水田園芸における生産性の向上や、有機農業など付加価値の高い農業生産の拡大に取り組み、県内各地で着実に取組が広がっています。

今後、生産・販売の共同化など、産地化によるコスト削減や効率化をさらに進め、農業者の方々が安定した経営を行える環境を整えていく必要があります。

林業については、中山間地域に雇用の場を創出し、県内で大きな付加価値を生み出す重要な産業の一つとして、また、県土を保全するという森林の機能を十分発揮するため、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の定着と更なる拡大を図る必要があります。

このため、原木生産と再生林の低コスト化、原木が高値で取引される環境整備等、森林経営の収益力の強化に取り組み、植林から伐採までの経営収支モデルは赤字から黒字へと転換しました。循環型林業の定着・拡大を一層進めるためには、生産性向上や省力化の視点を取り入れるとともに、最も高い価格で取引される製材用原木の需要（消費量）を原木生産に見合ったものに拡大し、森林経営の収益力を向上させ、森林所有者の経営意欲を高めることが不可欠です。

林業の拡大を支える林業就業者の確保については、就業者が将来を見据えて安心して就業できるよう、引き続き、林業事業体における就労環境等の改善を進める必要があります。

水産業については、まき網をはじめとする企業的漁業が生産の8割強を占めていますが、燃油や資材の価格高騰などにより厳しい経営環境が続いており、安定的な漁業経営に不可欠な高性能漁船の導入など、引き続き経営強化に向けた対策が必要です。

一方、沿岸で採介藻、釣り等を主に個人で行う自営漁業は、企業的漁業ほど大きくありませんが、漁村を支える重要な産業で、県内の漁業就業者の約5割が従事しています。

沿岸の自営漁業は、経営が安定するまでの技術習得に時間がかかることなどから、就業希望者の要望や経験を踏まえた研修の実施など、就業者の安定確保に向けた仕組みづくりや環境整備が必要です。

また、湖沼や河川で行われる内水面漁業は、中山間地域における貴重な収入源となっていることから、安定的な発展が必要です。

【推進方法】

① 農業の振興

- ・ 県内の農地の大部分を占める水田の収益性を高めるとともに、「作ったものを売る」ではなく「売れるものをつくる」というマーケットインの発想を基本に、水田園芸など、生産性、収益性を向上させる取組を、中山間地域を含め県全体で強力に推進します。
- ・ 有機農産物の生産拡大、地域の特色を活かした産地づくりの取組、美味しまね認証・GAP（農業生産工程管理）の普及・活用を進めます。
- ・ 地域の特性を活かしながら、ニーズを先取りした改良を進めることで肉用子牛の生産を強化するとともに、観光連携や輸出などにより「しまね和牛」の販売拡大に取り組みます。
- ・ 地域や産地の中核となる担い手の確保に向け、就農希望者や新規就農者に対する支援の充実、経営発展に向けたサポートを行います。
- ・ 地域の農業を維持・発展させる集落営農組織や企業的経営体の取組を促進します。
- ・ 「県内需要に立脚した水田のフル活用」と「県内産飼料の利用拡大（輸入飼料に依存しない畜産経営）」の視点から、耕種農家と畜産農家との連携を促進します。

② 林業の振興

- ・新たな技術の導入等による生産性向上及び省力化と、製材用原木の需要を大きく伸ばす中核的な製材工場の整備などを通じた製材力の強化に取り組めます。
- ・新規就業者の確保を進めるとともに、農林大学校林業科による技術力の高い人材の育成を進めます。
- ・林業事業体自らが労働条件や就労環境の改善、経営体質の強化に積極的に取り組むための環境整備を進めます。

③ 水産業の振興

- ・漁獲量の管理を基本とする資源管理を適切に行うとともに、生産性の向上につながる高性能漁船の導入や、漁獲物の付加価値向上、省力化などの取組を推進します。
- ・漁業研修期間中の生活安定化や指導体制の強化により、新規就業者の安定確保を図ります。また、新規就業者に対する更なる技術のレベルアップのための研修や、効率的な漁獲が可能な漁法など複数の漁法による操業計画の実践・定着を支援するとともに、省力化の取組を支援し、沿岸の自営漁業者が安定した経営を実現できる環境を整えます。
- ・穴道湖に代表される全国有数の汽水域、高津川や江の川などの河川域で育まれる豊かで多様な水産資源の維持・回復を図りつつ、魚種や地域の特色を活かした販売力を強化します。

(2) 商工業の振興

【取組の方向性】

中山間地域における中小企業・小規模企業は、雇用の場の創出など、地域経済の発展に寄与し、地域社会を支え、住民生活の向上に大きく貢献している重要な存在です。

こうしたことから、企業、商工団体、市町村などの相互の連携を強化し、競争力のある特徴的な企業の育成や、中山間地域における豊かな自然や歴史・文化など魅力ある地域資源を活用した観光地域づくりを支援します。

特に厳しい経営環境にある中山間地域において、地域に密着した支援体制を構築するとともに、中小企業・小規模企業が実施する地域産業振興の取組に対して支援します。

また、安定した雇用の場の維持・確保のため、経営改善や事業の安定化、円滑な事業承継などに引き続き取り組むとともに、デジタル化を含めた省力化や地域資源を活用した新事業展開などによって、更なる競争力強化を支援します。

【推進方法】

① 地域資源を活かした産業の振興

- ・食品製造事業者の経営基盤強化や販路拡大を図るため、商品力の向上を図る事業者が抱える経営課題に合わせた段階的な支援メニューの充実に取り組みます。
- ・地域の特性や地域資源の活用、地域課題の解決などを図る起業、経営革新による生産性向上や新分野進出などを支援します。
- ・人手不足対策として、中小企業・小規模企業が実施する省力化の取組を支援します。
- ・伝統工芸品の魅力が伝わるよう情報発信を強化するとともに、職人の確保・育成を図るため、新商品開発の促進や雇用就業資金の貸付制度により支援します。
- ・次世代の技能者育成につなげるため、児童や生徒がものづくりを体験する機会を提供します。
- ・県内企業の海外への事業展開や県産品の海外販路拡大を進めるため、JETRO島根、しまね産業振興財団、県の3機関が共同で「しまね海外ビジネスサポートセンター」を運営し、事業者の海外展開や県産品の認知度向上を支援します。

② 地域資源を活かした魅力ある観光地域づくり

- ・滞在型観光を推進するため、温泉や食といった地域ならではの資源を盛り込んだ旅行商品や体験メニューの開発を支援します。
- ・来訪意欲を喚起するため、世界遺産石見銀山、隠岐ユネスコ世界ジオパークや日本遺産など、各地域の特色を活かし、ターゲットを絞った戦略的な情報発信を展開します。
- ・萩・石見空港や隠岐世界ジオパーク空港の航空路線を活用した周遊ルートなどの開発支援や二次交通対策に取り組みます。

③ 円滑な事業承継の推進

- ・市町村や商工団体など関係機関と連携した支援体制を強化し、企業訪問等を通じて、相談対応から承継計画の策定、実行までを総合的に支援します。
- ・事業承継を契機とした新たな事業展開や、後継者の確保、起業者等による第三者承継などを支援します。

④ 中山間地域への企業立地の推進

- ・魅力的な雇用の場を創出するため、中山間地域等への立地に対する優遇制度、県と市町村による共同工業団地の整備、県営工業団地への進出、地域資源や特色を活かして誘致に取り組む市町村への支援等により、ものづくり産業やIT企業等の企業立地を推進します。
- ・求職ニーズの高い事務系業種の誘致など、中山間地域の実情に応じた戦略的な誘致活動に関係市町村と連携して取り組みます。
- ・県西部において、IT関連企業の誘致を進め、市町村や教育機関、県内企業と連携してIT人材を育成します。

(3) 地域経済の活性化(地域内経済循環の促進)

【取組の方向性】

地域経済を活性化させるためには、地域の外から資金を稼ぐことと併せて、地域から出ていく資金を減らすことに着目し、地域内での経済循環を高めることが重要です。

地場産業、技術、伝統、文化、自然、土地、景観、歴史遺産など、地域が既に持っている強みを見つめ直し、既存の資源同士を組み合わせることで、新しい価値を創造することが可能です。特産品や観光などの地域資源として新たな活用方法を見いだすことができれば、地域外からの外貨を獲得し、発展することができます。

また、食料品やエネルギーなどの必需品で、かつ地域内でも調達できる財・サービス等であれば、少しでも自給率を上げることで、地域経済の好循環を生み、地域の経済を強化することができます。域内で多くの資金を循環させることが可能となれば、その過程で新たな投資や雇用を生み、地域経済の活性化が期待できます。

このため、中山間地域における豊かな自然環境や特徴ある資源を活用し、商品化につなげる「スモール・ビジネス」や、地産地消・地消地産の取組、再生可能エネルギーの活用などを通じて、中山間地域における地域経済の活性化を促進します。

【推進方法】

① 地産地消と地消地産の推進

- ・地元産品購入や地域での消費拡大に向け、県民や生産者・事業者等の意識醸成を図るための普及啓発を実施します。
- ・消費者である県民が、県産農産物の良さや他県産と比べた優位性を実感し自ずと地産地消が拡大していくよう、有機農産物の生産拡大、地域の特色を活かした産地づくりの取組、美味しまね認証・GAP（農業生産工程管理）の普及・活用を進めます。
- ・県内の木材需要に対して県産木材を安定的に供給できるよう、建築士・工務店と製材工場のグループ化を進めながら、木造住宅等における県産木材の利用を促進します。
- ・漁業者等が行っている地産地消の取組を支援するとともに、水産物の高付加価値化（鮮度、成分等）につながる情報を収集、提供し、県内消費の拡大を推進します。

② スモール・ビジネスの推進

- ・スモール・ビジネスに取り組む事業者の多様なニーズや様々な事業分野、段階に対応するため、専門分野に関する知識・ノウハウの習得機会の提供及び民間専門家による事業者の課題整理並びに個別課題の解決に向けた支援を行います。

- ・地域資源を活用した商品やサービスの開発・生産、販売促進等に向けた、仕組みづくりや設備の購入等の取組を支援します。
- ・地域商品を取り扱う販売者が地域の生産者などと連携した商品開発や都市部への販路開拓などにより外貨獲得を図る取組を支援します。

③ 再生可能エネルギーの活用推進

- ・太陽光、風力等の再生可能エネルギー発電設備を導入して、地域活性化を図る自治会等を支援します。
- ・木質バイオマス発電所で使用される燃料となる未利用林地残材が、継続的・安定的に供給されるように引き続き支援します。
- ・県営発電所の適切な維持管理や、小水力発電所の新規開発検討を進めるとともに、小水力発電の事業化を検討する事業者への支援を行います。

統計上の数値の扱いについて

- ・次ページ以降では、島根県の中山間地域のデータを掲載していますが、市町村合併による統計データの範囲の変更などにより、正確なデータを抽出できない場合があります。
- ・可能な限り正確に中山間地域の状況を把握するため、統計ごとに3タイプに分けて集計し、「中山間地域」のデータとして集計しています。

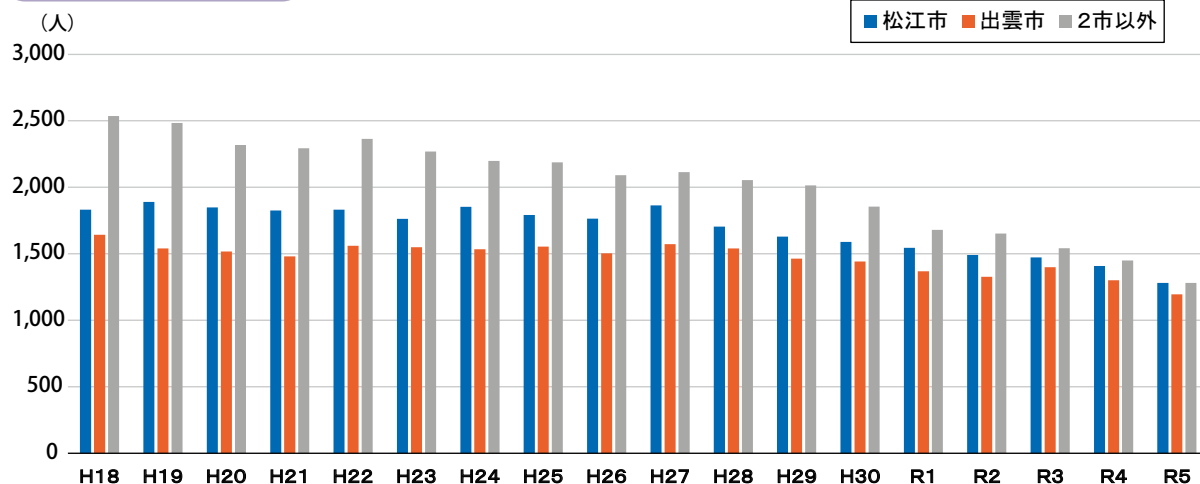
タイプA…「島根県中山間地域活性化基本条例」に基づく中山間地域全体で集計

タイプB…辺地以外の地域を除く中山間地域で集計

タイプC…松江市・出雲市を除く全県で集計

- ・令和7年3月31日時点の中山間地域で集計しています。

出生数の推移

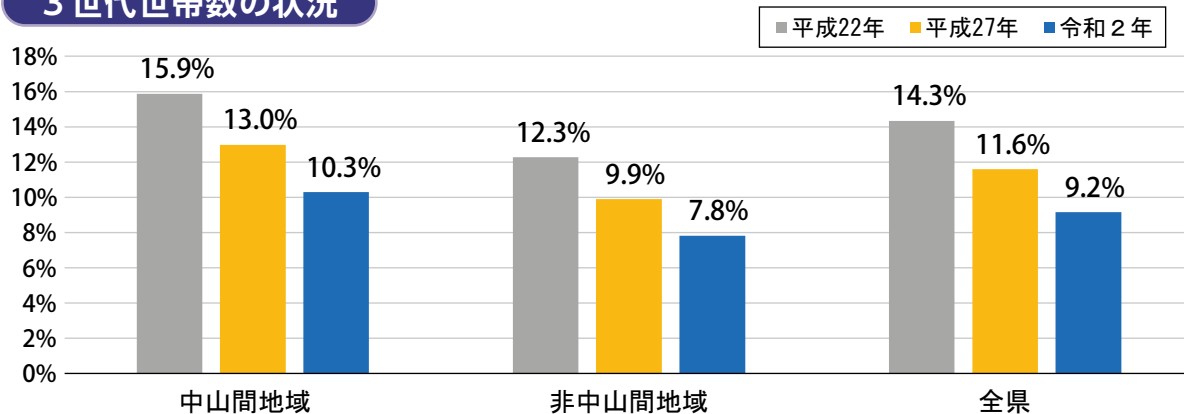


	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
松江市	1,832	1,890	1,849	1,826	1,832	1,763	1,853	1,792	1,765	1,864	1,705	1,630	1,589	1,545	1,492	1,473	1,409	1,282
出雲市	1,643	1,540	1,518	1,481	1,560	1,550	1,534	1,554	1,503	1,573	1,541	1,464	1,443	1,369	1,328	1,400	1,302	1,196
2市以外	2,536	2,484	2,318	2,294	2,364	2,269	2,198	2,188	2,091	2,114	2,054	2,015	1,855	1,680	1,653	1,542	1,450	1,281
合計	6,011	5,914	5,685	5,601	5,756	5,582	5,585	5,534	5,359	5,551	5,300	5,109	4,887	4,594	4,473	4,415	4,161	3,759

集計方法:タイプC

資料:人口動態調査(厚生労働省)

3世代世帯数の状況



	H22			H27			R2		
	世帯総数	3世代世帯数	割合	世帯総数	3世代世帯数	割合	世帯総数	3世代世帯数	割合
中山間地域	150,043	23,828	15.9%	146,701	19,030	13.0%	144,031	14,837	10.3%
非中山間地域	110,878	13,611	12.3%	117,379	11,616	9.9%	124,431	9,738	7.8%
全県	260,921	37,439	14.3%	264,080	30,646	11.6%	268,462	24,575	9.2%

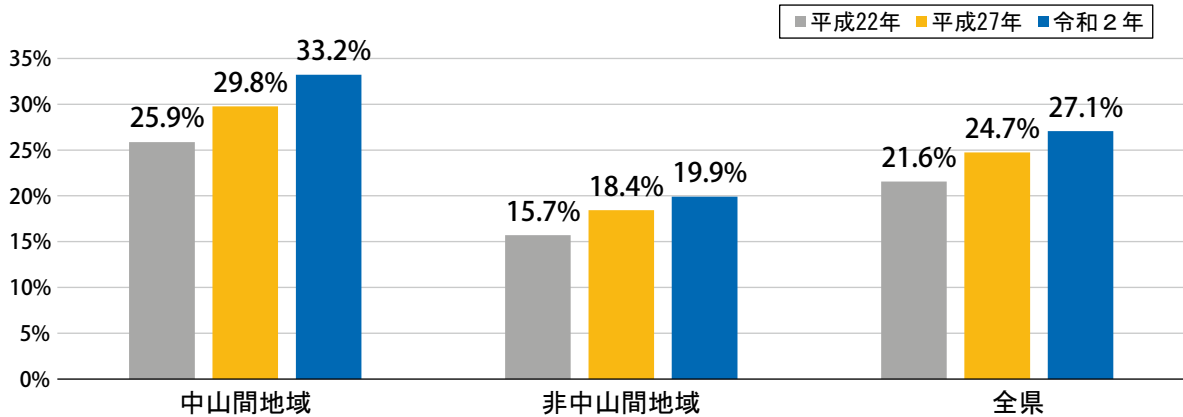
*3世代世帯

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居している世帯

集計方法:タイプB

資料:国勢調査(総務省)

高齢者世帯数の状況



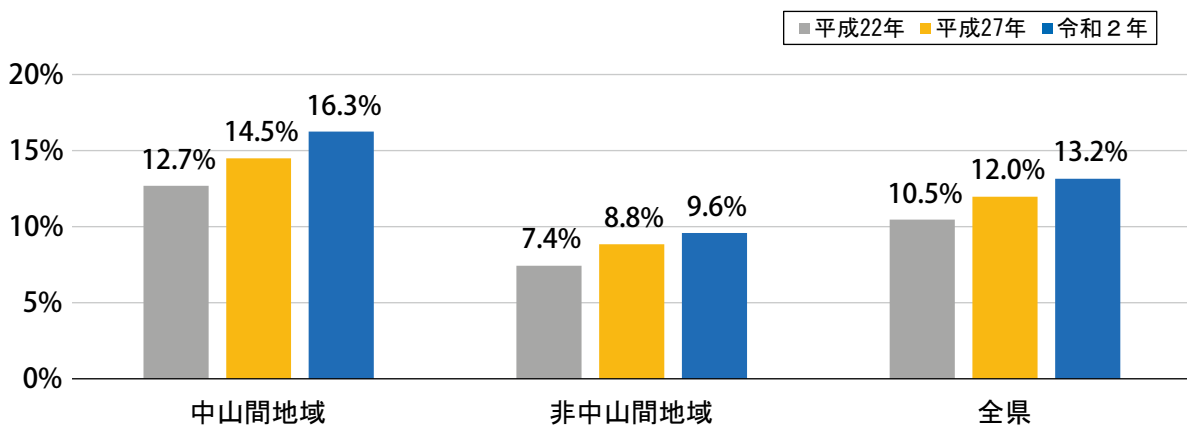
	H22			H27			R2		
	世帯総数	高齢者世帯数・割合		世帯総数	高齢者世帯数・割合		世帯総数	高齢者世帯数・割合	
中山間地域	150,043	38,824	25.9%	146,701	43,663	29.8%	144,031	47,859	33.2%
非中山間地域	110,878	17,405	15.7%	117,379	21,647	18.4%	124,431	24,786	19.9%
全県	260,921	56,229	21.6%	264,080	65,310	24.7%	268,462	72,645	27.1%

*高齢者世帯：65歳以上世帯員のみ的一般世帯

集計方法：タイプB

資料：国勢調査（総務省）

高齢者単独世帯数の状況



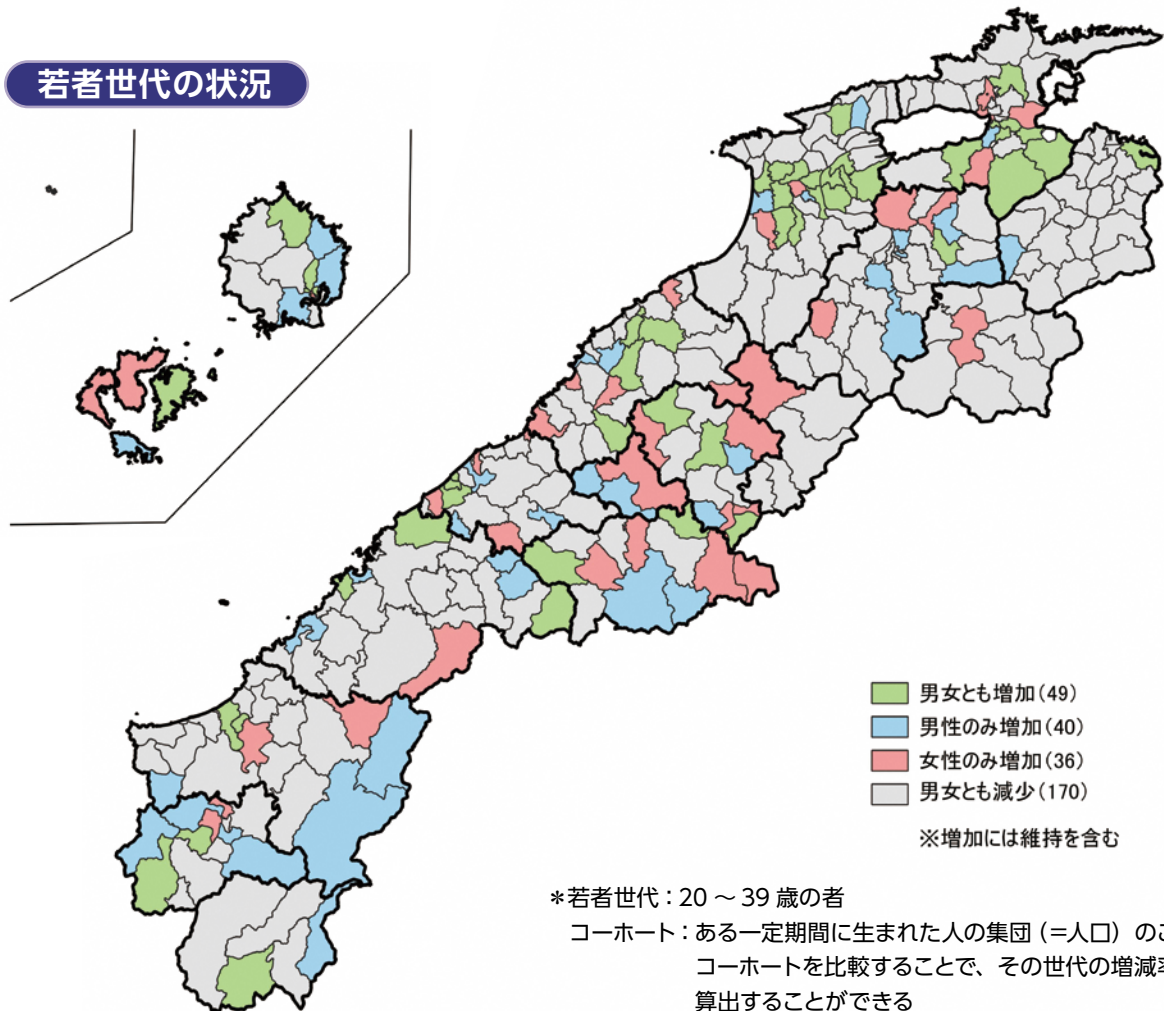
	H22			H27			R2		
	世帯総数	高齢者単独世帯数・割合		世帯総数	高齢者単独世帯数・割合		世帯総数	高齢者単独世帯数・割合	
中山間地域	150,043	19,029	12.7%	146,701	21,252	14.5%	144,031	23,408	16.3%
非中山間地域	110,878	8,250	7.4%	117,379	10,384	8.8%	124,431	11,923	9.6%
全県	260,921	27,279	10.5%	264,080	31,636	12.0%	268,462	35,331	13.2%

*高齢者単独世帯：一般世帯における65歳以上の単独世帯

集計方法：タイプB

資料：国勢調査（総務省）

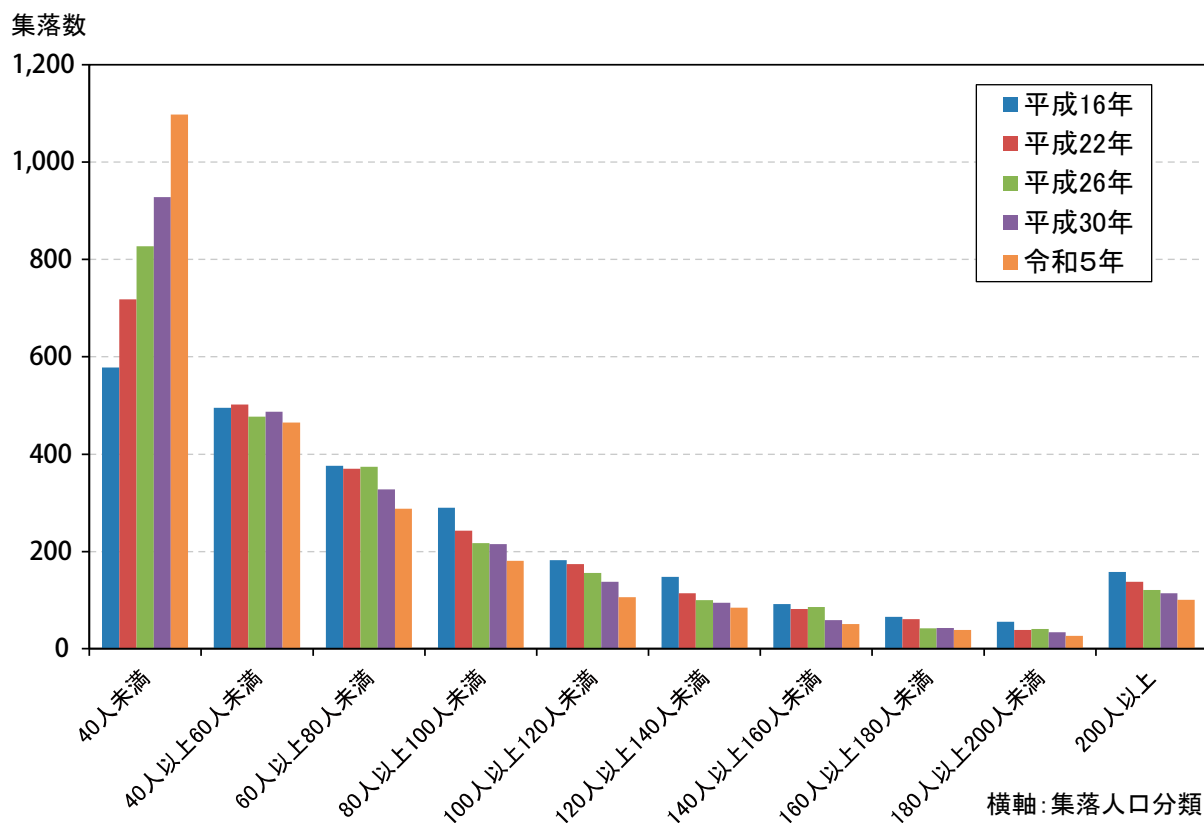
若者世代の状況



	総人口増減				子育て世代コーホート 人口増減			
	R 1年 総人口 住民基本台帳 R1年4月30日時点	R 6年 総人口 住民基本台帳 R6年4月30日時点	差 引	率	R 1年 20～39歳人口 住民基本台帳 R1年4月30日時点	R 6年 25～44歳人口 住民基本台帳 R6年4月30日時点	差 引	率
島根県全体	683,319	646,804	▲ 36,515	▲ 5.34%	126,489	123,302	▲ 3,187	▲ 2.52%
松江市	202,511	195,157	▲ 7,354	▲ 3.63%	41,253	40,092	▲ 1,161	▲ 2.81%
浜田市	53,840	49,138	▲ 4,702	▲ 8.73%	9,281	8,587	▲ 694	▲ 7.48%
出雲市	175,712	172,504	▲ 3,208	▲ 1.83%	36,652	37,252	600	1.64%
益田市	46,575	43,353	▲ 3,222	▲ 6.92%	7,385	7,300	▲ 85	▲ 1.15%
大田市	34,680	31,880	▲ 2,800	▲ 8.07%	5,535	5,313	▲ 222	▲ 4.01%
安来市	38,707	35,584	▲ 3,123	▲ 8.07%	6,647	6,081	▲ 566	▲ 8.52%
江津市	23,551	21,467	▲ 2,084	▲ 8.85%	3,612	3,508	▲ 104	▲ 2.88%
雲南市	38,120	34,772	▲ 3,348	▲ 8.78%	6,053	5,601	▲ 452	▲ 7.47%
奥出雲町	12,601	11,240	▲ 1,361	▲ 10.80%	1,791	1,541	▲ 250	▲ 13.96%
飯南町	4,837	4,344	▲ 493	▲ 10.19%	654	590	▲ 64	▲ 9.79%
川本町	3,299	3,022	▲ 277	▲ 8.40%	477	473	▲ 4	▲ 0.84%
美郷町	4,654	4,092	▲ 562	▲ 12.08%	602	568	▲ 34	▲ 5.65%
邑南町	10,679	9,603	▲ 1,076	▲ 10.08%	1,468	1,402	▲ 66	▲ 4.50%
津和野町	7,369	6,484	▲ 885	▲ 12.01%	958	877	▲ 81	▲ 8.46%
吉賀町	6,278	5,606	▲ 672	▲ 10.70%	1,021	904	▲ 117	▲ 11.46%
海士町	2,266	2,233	▲ 33	▲ 1.46%	344	441	97	28.20%
西ノ島町	2,819	2,532	▲ 287	▲ 10.18%	437	430	▲ 7	▲ 1.60%
知夫村	655	590	▲ 65	▲ 9.92%	111	106	▲ 5	▲ 4.50%
隠岐の島町	14,166	13,203	▲ 963	▲ 6.80%	2,208	2,236	28	1.27%

資料：中山間地域研究センター調査

集落の人口規模の動向



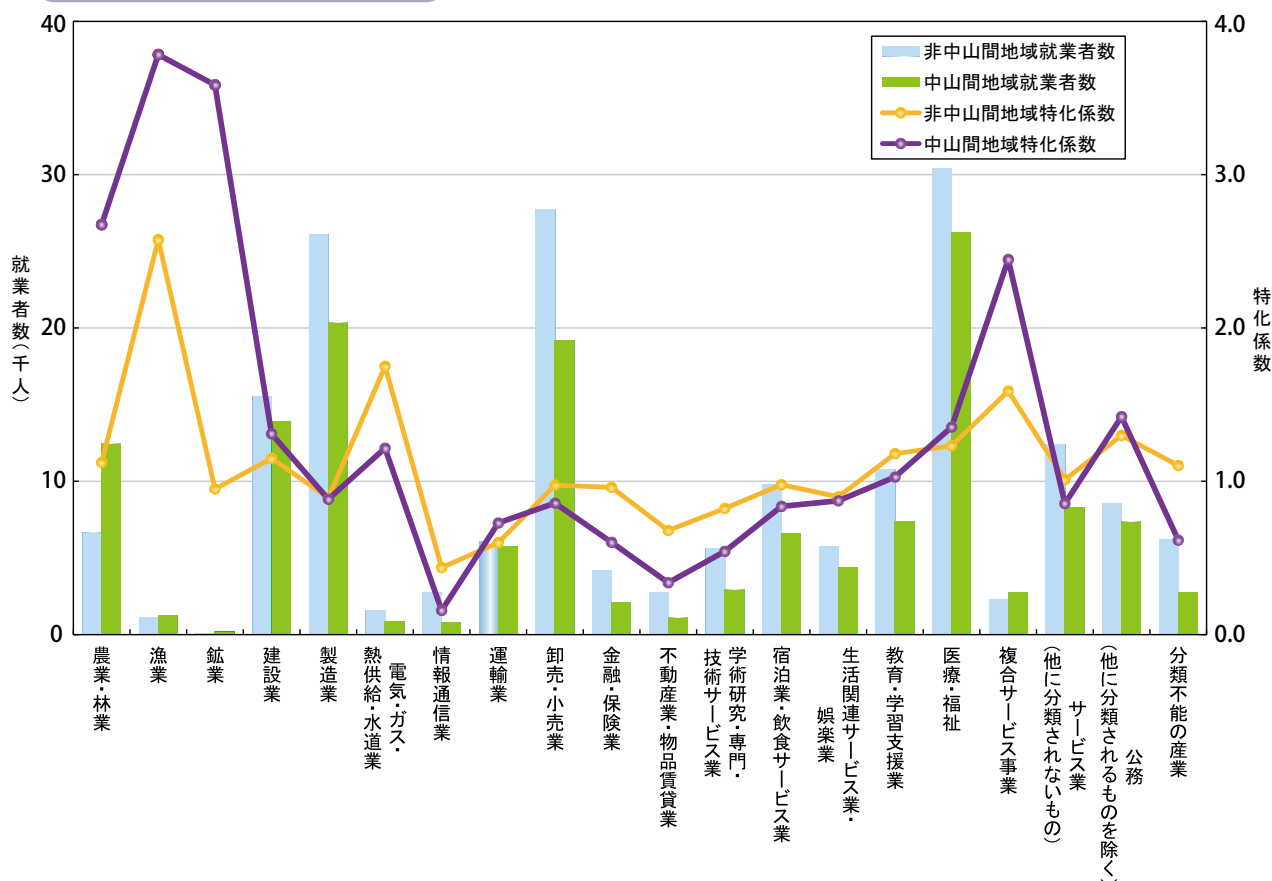
集落の人口推移	H16	H22	H26	H30	R5
集落の平均人口	88.3人	80.4人	75.9人	71.0人	64.2人
集落の高齢化率	32.6%	35.1%	37.5%	42.1%	43.5%
高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下の集落	259集落	370集落	433集落	620集落	771集落
高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下の集落	31集落	48集落	55集落	94集落	148集落

* H16 年から比較可能な集落 (2,441 集落) のみ抽出し、集落の平均人口・高齢化率を算出

集計方法: タイプA

資料: 平成 16 年 島根県地域政策課調査
 平成 22 年 島根県地域政策課調査
 平成 26 年 島根県しまね暮らし推進課調査
 平成 30 年 島根県しまね暮らし推進課調査
 令和 5 年 島根県中山間地域・離島振興課調査

産業別就業者数等の状況



*特化係数=中山間地域(非中山間地域)の当該産業の比率/全国の当該産業の比率

集計方法: タイプC

資料: 令和2年国勢調査(総務省)

中山間地域の産業別就業率・自市町村内就業率

産業 / 調査年	①中山間地域の15歳以上就業者の産業別就業率の推移			②中山間地域の15歳以上の市町村内就業率の推移								
				全体			男性			女性		
	H22	H27	R2	H22	H27	R2	H22	H27	R2	H22	H27	R2
A 農業, 林業	10.5%	10.2%	8.5%	97.5%	97.2%	96.3%	96.6%	96.4%	95.4%	98.9%	98.8%	98.0%
B 漁業	1.1%	1.0%	0.9%	97.6%	95.1%	95.5%	97.6%	95.2%	95.3%	98.1%	94.6%	97.3%
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.1%	0.1%	0.1%	80.0%	79.2%	80.2%	76.6%	74.0%	76.5%	97.1%	97.9%	94.4%
D 建設業	10.0%	9.5%	9.5%	81.4%	80.3%	79.4%	80.2%	78.9%	78.0%	89.4%	89.4%	87.5%
E 製造業	14.5%	13.8%	13.9%	83.0%	81.8%	80.8%	78.8%	78.3%	77.4%	89.4%	87.8%	86.7%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.4%	0.5%	0.6%	82.6%	80.1%	80.0%	81.9%	79.8%	79.8%	88.0%	82.0%	81.5%
G 情報通信業	0.5%	0.5%	0.5%	57.9%	61.6%	62.3%	53.7%	58.9%	60.8%	65.0%	68.4%	65.3%
H 運輸業, 郵便業	4.3%	3.8%	3.9%	72.7%	71.2%	70.2%	71.0%	69.6%	68.6%	84.0%	80.2%	78.8%
I 卸売業, 小売業	14.8%	13.8%	13.1%	83.6%	82.2%	81.5%	79.2%	78.4%	77.2%	87.7%	85.9%	85.4%
J 金融業, 保険業	1.6%	1.5%	1.4%	68.2%	69.4%	68.3%	63.2%	64.2%	63.2%	71.6%	72.4%	71.0%
K 不動産業, 物品賃貸業	0.5%	0.7%	0.7%	78.1%	77.4%	78.3%	75.1%	72.2%	74.7%	82.6%	84.4%	82.7%
L 学術研究, 専門・技術サービス業	2.0%	2.1%	2.0%	77.4%	76.4%	76.0%	75.1%	74.5%	73.6%	83.3%	81.2%	81.9%
M 宿泊業, 飲食サービス業	4.9%	4.7%	4.5%	87.3%	86.2%	84.9%	83.9%	82.6%	81.6%	88.9%	88.1%	86.7%
N 生活関連サービス業, 娯楽業	3.2%	3.1%	3.0%	85.7%	85.3%	83.5%	83.8%	83.6%	81.7%	86.8%	86.4%	84.6%
O 教育, 学習支援業	4.7%	4.7%	5.0%	80.5%	79.6%	78.3%	75.8%	75.5%	74.1%	83.9%	82.5%	81.1%
P 医療, 福祉	14.2%	16.6%	17.9%	84.5%	84.1%	83.5%	81.3%	80.5%	80.2%	85.4%	85.1%	84.5%
Q 複合サービス事業	1.7%	2.0%	1.9%	85.3%	83.1%	81.0%	81.2%	79.0%	76.6%	91.1%	89.6%	87.5%
R サービス業	4.6%	5.0%	5.6%	81.5%	80.6%	80.7%	79.4%	78.1%	78.3%	85.4%	85.2%	85.3%
S 公務	4.6%	4.9%	5.0%	88.5%	88.2%	87.1%	88.1%	87.6%	86.2%	89.6%	89.5%	89.3%
T 分類不能の産業	1.8%	1.5%	2.0%	74.2%	55.1%	54.6%	71.8%	52.8%	51.1%	76.9%	57.8%	59.1%

集計方法: タイプC

資料: 国勢調査(総務省)

農産物販売金額規模別経営体数

単位：経営体

	計	1千万円未満	1～3千万円	3～5千万円	5千万～1億円	1～3億円	3～5億円	5億円以上
島根県	15,285	14,633	448	89	65	29	8	13
(中山間地域)	12,700	12,230	321	50	44	25	8	12
(非中山間地域)	2,585	2,393	127	39	21	4	—	1
松江市	1,694	1,651	33	6	3	1	—	—
(中山間地域)	808	788	13	1	1	—	—	—
(非中山間地域)	886	858	20	5	2	1	—	—
浜田市	1,128	1,095	21	4	6	1	—	1
出雲市	2,686	2,471	145	41	21	7	—	1
(中山間地域)	987	931	38	7	2	4	—	—
(非中山間地域)	1,699	1,535	107	34	19	3	—	1
益田市	875	806	53	3	8	1	—	4
大田市	883	844	24	4	3	3	1	4
安来市	1,696	1,656	29	3	4	4	—	—
江津市	256	246	5	1	2	1	—	1
雲南市	1,879	1,841	23	5	6	1	3	—
奥出雲町	1,311	1,264	29	9	3	5	—	1
飯南町	433	404	20	1	4	2	2	—
川本町	137	135	2	—	—	—	—	—
美郷町	252	246	3	1	2	—	—	—
邑南町	993	961	23	4	2	1	2	—
津和野町	313	302	9	1	1	—	—	—
吉賀町	459	446	11	1	—	—	—	1
海士町	61	56	2	2	—	1	—	—
西ノ島町	26	22	3	1	—	—	—	—
知夫村	18	12	6	—	—	—	—	—
隠岐の島町	185	175	7	2	—	1	—	—

* 2020 年農林業センサスの公表値を基に、島根県(中山間地域・離島振興課)が作成

同公表値には個人又は法人の秘密を保護するために数値が公表されていないものがあるため、金額別、地域別の数値と県計、市町村計が突合しないものがある

集計方法:タイプB

資料:2020 農林業センサス(農林水産省)

食品産業の概要(事業所、従業員、出荷額、付加価値額)

島根県内食料品及び飲料等製造業の状況

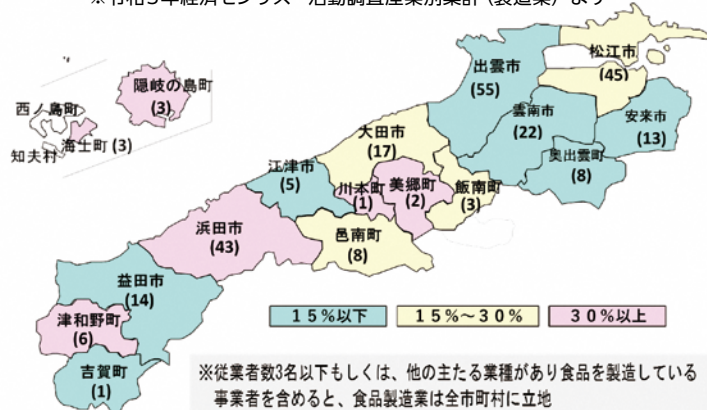
区分	調査対象年	製造業全体	食料品製造業	飲料等製造業	合算構成比	合算順位
事業所数	R3	1,001 事業所	204 事業所	45 事業所	24.9%	第1位
従業員数	R3	40,812 人	5,239 人	673 人	14.5%	第2位
製造品出荷額	R2	11,651 億円	786 億円	148 億円	8.0%	第4位
付加価値額	R2	3,946 億円	314 億円	75 億円	9.9%	第3位

※令和3年経済センサス・活動調査(従業員数4人以上の事業所を対象)

※飲料等製造業は清涼飲料、酒類、茶・コーヒー、製氷、飼料・有機質肥料製造業

全製造業従業員に占める食料品及び飲料等製造業従事者の割合
(市町村名の数字は食料品及び飲料等製造業事業所数)

※令和3年経済センサス・活動調査産業別集計(製造業)より



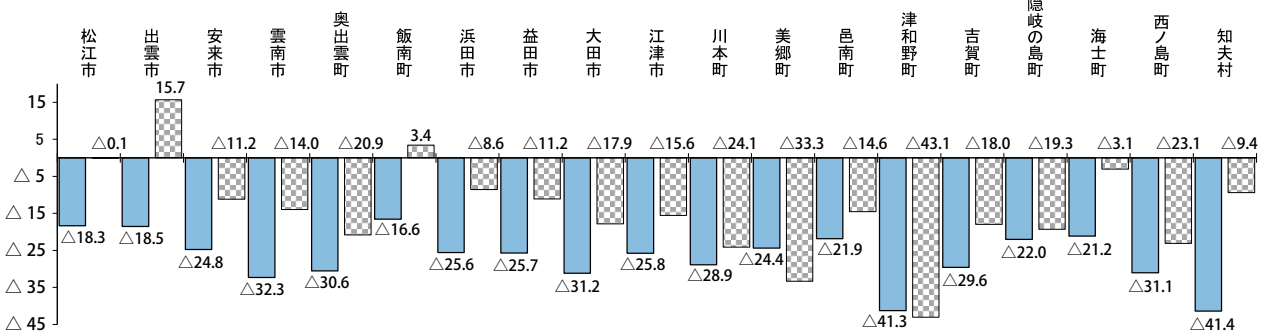
類	市町村	従業員数		食料品・飲料等 従業員割合 A/B
		食料品・飲料等A	製造業全体B	
1	海士町	35	35	100.0%
2	美郷町	54	78	69.2%
3	隠岐の島町	32	76	42.1%
4	津和野町	53	130	40.8%
5	浜田市	1,075	2,662	40.4%
6	川本町	32	85	37.6%
7	邑南町	75	345	21.7%
8	松江市	1,283	6,457	19.9%
9	飯南町	43	236	18.2%
10	大田市	332	1,903	17.4%
11	益田市	290	2,169	13.4%
12	安来市	697	5,331	13.1%
13	雲南市	417	3,348	12.5%
14	江津市	156	1,505	10.4%
15	奥出雲町	79	884	8.9%
16	出雲市	1,253	15,144	8.3%
17	吉賀町	6	412	1.5%
18	西ノ島町	—	12	—
19	知夫村	—	—	—
合計		5,912	40,812	14.5%

資料：経済センサス(総務省)

*経済センサスを基にしまねブランド推進課が作成

市町村別民営事業所数及び従業員数の増減（H13－R3）

増減（%）



■地域別事業所数

	地域別事業所数							対前回調査比						
	H13	H18	H21	H24	H26	H28	R3	H13	H18	H21	H24	H26	H28	R3
島根県	42,384	39,192	38,833	36,300	35,971	34,987	32,637	▲5.3%	▲7.5%	-	▲6.5%	▲0.9%	▲2.7%	▲6.7%
出雲地域	26,805	24,855	24,876	23,454	23,362	22,741	21,275	▲4.3%	▲7.3%	-	▲5.7%	▲0.4%	▲2.7%	▲6.4%
松江市	11,543	10,777	10,906	10,365	10,415	10,128	9,425	▲3.5%	▲6.6%	-	▲5.0%	0.5%	▲2.8%	▲6.9%
出雲市	9,402	8,732	8,753	8,342	8,315	8,240	7,658	▲3.8%	▲7.1%	-	▲4.7%	▲0.3%	▲0.9%	▲7.1%
安来市	2,049	1,914	1,850	1,765	1,728	1,676	1,541	▲5.8%	▲6.6%	-	▲4.6%	▲2.1%	▲3.0%	▲8.1%
雲南市	2,552	2,235	2,222	1,966	1,907	1,743	1,727	▲5.4%	▲12.4%	-	▲11.5%	▲3.0%	▲8.6%	▲0.9%
奥出雲町	903	838	809	703	695	656	627	▲8.9%	▲7.2%	-	▲13.1%	▲1.1%	▲5.6%	▲4.4%
飯南町	356	359	336	313	302	298	297	▲10.3%	0.8%	-	▲6.8%	▲3.5%	▲1.3%	▲0.3%
石見地域	13,855	12,641	12,359	11,411	11,168	10,868	10,056	▲7.4%	▲8.8%	-	▲7.7%	▲2.1%	▲2.7%	▲7.5%
浜田市	3,949	3,664	3,612	3,359	3,312	3,188	2,938	▲6.5%	▲7.2%	-	▲7.0%	▲1.4%	▲3.7%	▲7.8%
益田市	3,166	2,919	2,897	2,685	2,656	2,590	2,351	▲10.1%	▲7.8%	-	▲7.3%	▲1.1%	▲2.5%	▲9.2%
大田市	2,541	2,297	2,224	2,003	1,930	1,877	1,749	▲4.2%	▲9.6%	-	▲9.9%	▲3.6%	▲2.7%	▲6.8%
江津市	1,618	1,414	1,353	1,310	1,286	1,286	1,201	▲8.7%	▲12.6%	-	▲3.2%	▲1.8%	0.0%	▲6.6%
川本町	346	272	266	242	248	244	246	▲8.2%	▲21.4%	-	▲9.0%	2.5%	▲1.6%	0.8%
美郷町	361	328	307	289	280	275	273	▲11.1%	▲9.1%	-	▲5.9%	▲3.1%	▲1.8%	▲0.7%
邑南町	745	718	726	666	650	622	582	▲4.1%	▲3.6%	-	▲8.3%	▲2.4%	▲4.3%	▲6.4%
津和野町	673	598	551	466	439	411	395	▲8.9%	▲11.1%	-	▲15.4%	▲5.8%	▲6.4%	▲3.9%
吉賀町	456	431	423	391	367	375	321	▲6.4%	▲5.5%	-	▲7.6%	▲6.1%	2.2%	▲14.4%
隠岐地域	1,724	1,696	1,598	1,435	1,441	1,378	1,306	▲3.6%	▲1.6%	-	▲10.2%	0.4%	▲4.4%	▲5.2%
隠岐の島町	1,158	1,162	1,121	999	993	959	903	▲2.9%	0.3%	-	▲10.9%	▲0.6%	▲3.4%	▲5.8%
海士町	203	194	186	166	176	172	160	▲1.0%	▲4.4%	-	▲10.8%	6.0%	▲2.3%	▲7.0%
西ノ島町	293	269	229	217	221	204	202	▲3.9%	▲8.2%	-	▲5.2%	1.8%	▲7.7%	▲1.0%
知夫村	70	71	62	53	51	43	41	▲18.6%	1.4%	-	▲14.5%	▲3.8%	▲15.7%	▲4.7%

■地域別従業員数

	地域別従業員数							対前回調査比						
	H13	H18	H21	H24	H26	H28	R3	H13	H18	H21	H24	H26	H28	R3
島根県	305,631	294,834	307,463	292,056	292,310	290,557	296,596	▲3.5%	▲3.5%	-	▲5.0%	0.1%	▲0.6%	2.1%
出雲地域	207,109	202,071	212,437	202,254	204,029	203,968	212,637	▲1.4%	▲2.4%	-	▲4.8%	0.9%	▲0.0%	4.3%
松江市	96,296	93,302	98,702	93,944	93,802	94,347	96,193	▲1.1%	▲3.1%	-	▲4.8%	▲0.2%	0.6%	2.0%
出雲市	69,825	70,134	74,372	71,903	74,008	74,293	80,756	▲1.1%	0.4%	-	▲3.3%	2.9%	0.4%	8.7%
安来市	17,501	16,386	16,435	15,978	15,713	15,339	15,547	0.4%	▲6.4%	-	▲2.8%	▲1.7%	▲2.4%	1.4%
雲南市	16,045	14,816	15,484	13,576	13,742	13,342	13,801	▲2.9%	▲7.7%	-	▲12.3%	1.2%	▲2.9%	3.4%
奥出雲町	5,582	5,492	5,521	4,955	4,823	4,755	4,417	▲8.6%	▲1.6%	-	▲10.3%	▲2.7%	▲1.4%	▲7.1%
飯南町	1,860	1,941	1,923	1,898	1,941	1,892	1,923	▲9.6%	4.4%	-	▲1.3%	2.3%	▲2.5%	1.6%
石見地域	90,217	84,534	86,722	82,188	80,953	79,533	77,153	▲7.5%	▲6.3%	-	▲5.2%	▲1.5%	▲1.8%	▲3.0%
浜田市	27,406	25,912	27,506	26,301	26,126	25,674	25,045	▲7.7%	▲5.5%	-	▲4.4%	▲0.7%	▲1.7%	▲2.4%
益田市	21,975	21,381	21,599	20,885	20,222	20,074	19,524	▲9.1%	▲2.7%	-	▲3.3%	▲3.2%	▲0.7%	▲2.7%
大田市	15,138	14,292	14,607	13,254	13,339	12,986	12,435	▲6.1%	▲5.6%	-	▲9.3%	0.6%	▲2.6%	▲4.2%
江津市	10,764	9,706	9,824	9,097	9,312	9,271	9,086	▲6.1%	▲9.8%	-	▲7.4%	2.4%	▲0.4%	▲2.0%
川本町	1,974	1,773	1,805	1,640	1,497	1,499	1,498	▲0.4%	▲10.2%	-	▲9.1%	▲8.7%	0.1%	▲0.1%
美郷町	1,947	1,734	1,563	1,546	1,413	1,367	1,298	▲12.6%	▲10.9%	-	▲1.1%	▲8.6%	▲3.3%	▲5.0%
邑南町	4,424	4,110	4,262	4,269	4,104	3,774	3,780	▲2.1%	▲7.1%	-	0.2%	▲3.9%	▲8.0%	0.2%
津和野町	3,655	3,100	2,931	2,666	2,393	2,256	2,081	▲9.6%	▲15.2%	-	▲9.0%	▲10.2%	▲5.7%	▲7.8%
吉賀町	2,934	2,526	2,625	2,530	2,547	2,632	2,406	▲11.5%	▲13.9%	-	▲3.6%	0.7%	3.3%	▲8.6%
隠岐地域	8,305	8,229	8,304	7,614	7,328	7,056	6,806	▲6.9%	▲0.9%	-	▲8.3%	▲3.8%	▲3.7%	▲3.5%
隠岐の島町	6,041	6,089	6,111	5,534	5,279	5,116	4,873	▲6.5%	0.8%	-	▲9.4%	▲4.6%	▲3.1%	▲4.7%
海士町	843	798	744	808	803	824	817	▲2.5%	▲5.3%	-	8.6%	▲0.6%	2.6%	▲0.8%
西ノ島町	1,251	1,156	1,265	1,122	1,099	985	962	▲12.2%	▲7.6%	-	▲11.3%	▲2.0%	▲10.4%	▲2.3%
知夫村	170	186	184	150	147	131	154	2.4%	9.4%	-	▲18.5%	▲2.0%	▲10.9%	17.6%

資料：平成13年～平成18年 事業所・企業統計調査（総務省）
平成21年～ 経済センサス（総務省）

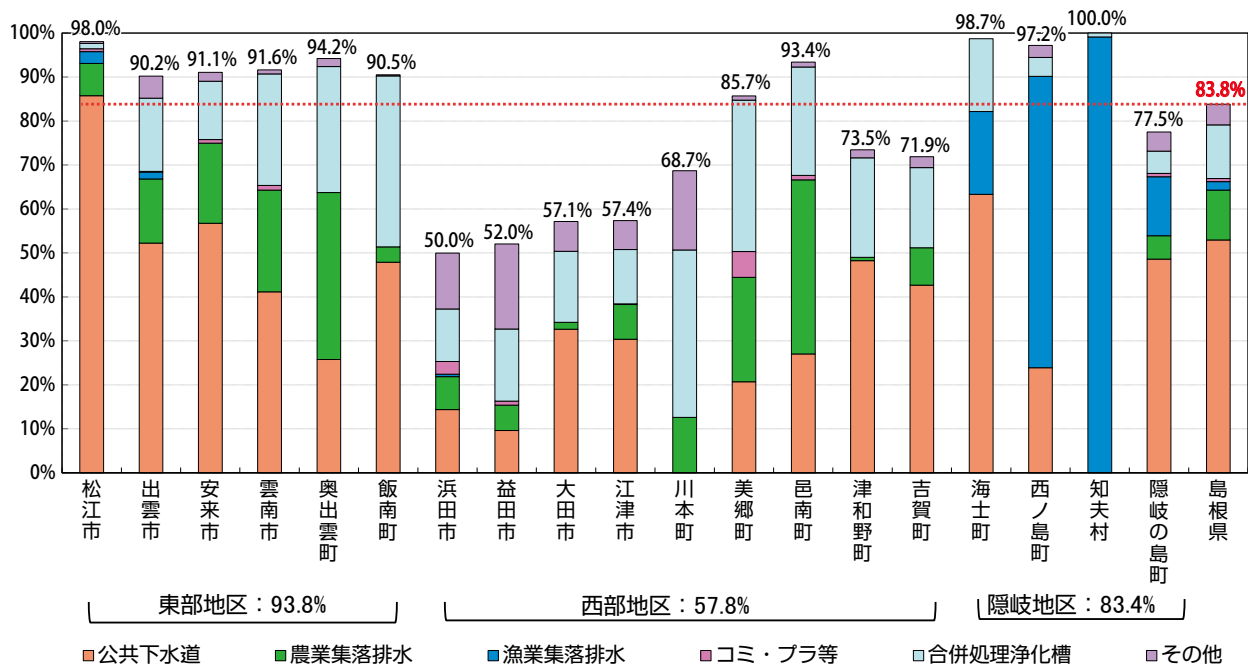
道路整備の状況

	全 体											
	延長 (km)	割合	改良率	骨格幹線道路			幹線道路			生活関連道路		
				延長 (km)	割合	改良率	延長 (km)	割合	改良率	延長 (km)	割合	改良率
中山間地域	2,730.2	91%	68%	607.8	89%	97%	664.6	94%	84%	1,457.8	91%	49%
非中山間地域	260.1	9%	85%	77.7	11%	98%	39.4	6%	99%	143.0	9%	74%
県 全 体	2,990.3		70%	685.5		97%	704.1		85%	1,600.7		51%

集計方法：タイプA

資料：令和6年3月時点 島根県道路建設課調べ

市町村別汚水処理人口普及率



資料：令和6年3月時点 島根県下水道推進課調べ

携帯電話不感地域の状況

	不感地域世帯数	不感地域人口 (A)	全人口 (B)	(A) ÷ (B)
中山間地域	67	156	367,324	0.04%
非中山間地域	0	0	303,802	0.00%
県 全 体	67	156	671,126	0.02%

* 不感地域：携帯電話サービスが1社も提供されていない集落等を含む大字単位を基本とする地域

集計方法：タイプB

資料：令和6年3月時点 島根県地域政策課調べ

「小さな拠点づくり」の先進事例

1. 複数地区連携の取組 (R2～R6: 小さな拠点づくりモデル地区)

(1) ^{くり}大田市久利・^{おおや}大屋地区: 久利・大屋地区小さな拠点推進協議会
～人口規模が異なる2つの地区がお互いに補い合って生まれる新しい取組～

【取組のプロセス】

① 複数地区連携のきっかけ

- ・久利地区と大屋地区は以前から学校を通じたつながりが強い地域
- ・大きなきっかけは大屋地区内のバス路線の廃止
- ・移動手段の確保に向けた話し合いを開始
- ・交通の取組だけでなく、両地区が抱える様々な課題に対して連携した取組を検討

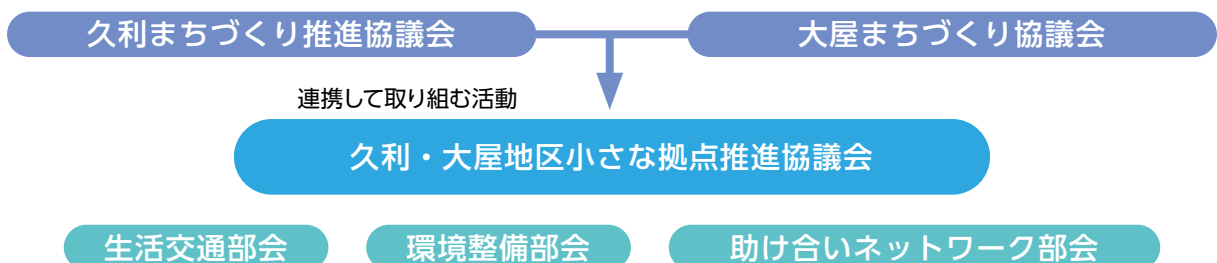


② 地域課題の把握・住民の合意形成

- ・久利地区と大屋地区の両地区のメンバーでの話し合いをスタート
- ・話し合った課題に対して、両地区で連携して取り組むことのできる項目について、対応策を検討
- ・その結果、3つの柱で事業を進めていくこととした
 - ① 生活交通の確保
 - ② 生活支援の環境整備
 - ③ 助け合いネットワークの構築



③ 推進体制の構築



- ・取組を実行するための推進体制について、両地区の住民同士で検討
- ・令和3年8月に両地区合同の推進組織である「久利・大屋地区小さな拠点推進協議会」を設立
- ・事業を推進するために、協議会内に3つの部会を設置
- ・理想的な地域を実現するため、各部会が連携・協働して推進していく体制を構築

【複数地区連携の取組】

① 生活交通の確保事業（移動手段の確保）

- ・令和3年4月より両地区共同の自治会輸送を開始
- ・両地区内の75歳以上の高齢者等、条件を満たす住民を対象に送迎を実施
- ・お互いが運転手を補い合う等、不足するドライバーも確保



② 生活支援の環境整備事業（多世代交流・高齢者支援等）

- ・親子ワークショップや住民ワークショップを行い、多機能拠点施設の活用方法を検討
- ・旧大屋保育園を改修し、両地区住民の交流の場や自治会輸送の窓口等の機能を確保
- ・高齢者支援として、高齢者サロン「通いの場」を合同開催



③ 助け合いネットワークの構築事業（高齢者等の生活支援）

- ・両地区共通した課題である鳥獣害対策を行うため、追い払い花火の講習等、合同で研修会を開催
- ・起震車体験や消防による防災講習など、両地区合同の防災研修会を開催
- ・「手ごし隊」「おたすけ隊」により、高齢者の生活支援を実施



複数地区で連携して難しかったこと

- ・移動手段の確保や高齢者支援等の地域課題は共通しているものの、人口規模や高齢化率等が異なること、両地区の距離が離れていることから各地区での合意形成を経て、両地区の合意形成を図る際に時間がかかる等、難しい部分があった

複数地区で連携したことによる成果

- ・生活交通において、利用者と運転手が確保され、両地区で連携した取組を開始できた
- ・「通いの場」や防災、鳥獣対策研修等を両地区の合同開催により、人手が確保できた
- ・両地区の共通課題に取り組むことで、各地区で取り組むべきことが明確になり、各地区で法人格を取得し、取り組むことのできる範囲が広がった

ひだ ひがしひだ
(2) 安来市比田・東比田地区:比田地区小さな拠点づくり推進協議会
 ～比田を愛し行動し誇りに思える地域に 今日も明日もずっと良いひだ～

【取組のプロセス】

① 複数地区連携のきっかけ

- ・比田地区と東比田地区は昭和の合併前は能義郡比田村であり、以前からつながりが強い地域
- ・人口減少や商店の閉店、小中学校の統廃合など、危機感を感じた地元有志が行動を開始
- ・役職にとらわれず地域を引っ張っている人たちに声を掛けていくことに



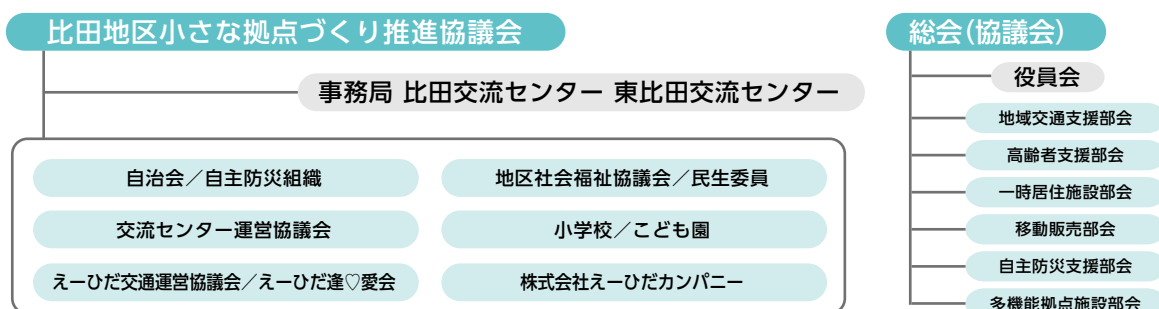
② 地域課題の把握・住民の合意形成

- ・住民ワークショップの開催やアンケート調査等を実施
- ・様々な世代からの1,469個のアイデアをもとに、88の戦略プランからなる「比田地域ビジョン」を作成
- ・目的、内容、目指す姿を自治会などで繰り返し説明
- ・そのビジョンをもとに「この先も住民が安心して比田に住み続けられる」ことを目指して4項目の取組を開始

- ① 地域交通支援
- ② 高齢者生活支援
- ③ 自主防災対策の強化
- ④ 多機能拠点施設の整備



③ 推進体制の構築



- ・地域が一体となった体制とするために、両地区の住民同士で検討
- ・令和元年12月に両地区合同の推進組織である「比田地区小さな拠点づくり推進協議会」を設立
- ・様々な地域団体が加わり、2地区の交流センターが事務局を分担し取組を推進することに
- ・令和3年度からは6つの部会を立ち上げ、複数の活動を計画的に進めていくため、体制を強化

【複数地区連携の取組】

① 地域交通支援事業（有償運送、多機能拠点施設の整備）

- ・令和3年4月から比田全域を対象として交通空白地有償運送を開始
- ・自宅からバス停までの移動は無料、商店等までは1回 300 円で運行
- ・支払いは利用券の事前購入によることで、ドライバーの現金受け渡しを省力化
- ・既存の直売所を改修し、デマンド交通の待合や買い物支援等の多機能拠点として活用



② 高齢者生活支援事業（食事会、移動販売、冬季一時居住施設の環境整備）

- ・高齢者の見守り対策、交流の場を創出するため、毎月食事会を開催
- ・高齢者の買い物支援として、令和5年2月に移動販売を開始
- ・比田地域は積雪が多いことから、冬季の不便や不安を解消するため、冬季一時居住施設の環境整備を実施
- ・令和6年12月から冬季一時居住の受入れを開始



③ 自主防災機能強化支援事業（助け合いネットワークづくり、人材育成）

- ・自治会単位での危険箇所の把握や要支援者のサポート体制の確認など、地域における助け合いのネットワークづくりの取組を開始
- ・両地区合同の防災訓練や防災マップとなる比田版ハザードマップ「ひザードマップ」作成の研修会を開催
- ・次世代の人材育成として、防災士の育成、小学生への防災教育、地域住民への防災意識の啓発活動を実施



複数地区で連携して難しかったこと

- ・比田地区小さな拠点づくり推進協議会は、様々な団体で構成されており、各団体の考えや思いがあることから、取組の方向性の調整を図るところに難しい部分があった
- ・様々な取組を検討・試行・実施する際の人員バランスの調整が大変だった

複数地区で連携したことによる成果

- ・「住民大会」を開催することで、比田地域全体の課題を地域住民に共有できた
- ・有償運送や防災訓練等を両地区で取り組むことにより、関わる担い手の確保ができた
- ・両地区で共通課題に取り組むことで、両地区のコミュニケーションが増えた

さくらえ **(3)江津市桜江地区:さくらえ地区小さな拠点推進協議会** ～旧町エリアの連携した取組でいつまでも安心して住み続けられる地域を目指す～

【取組のプロセス】

① 複数地区連携のきっかけ

- ・5地区(長谷・市山・川戸・谷住郷・川越)は、平成の合併前は旧桜江町であり、以前からつながりが強い地域
- ・平成30年7月の豪雨災害により、地区のいたるところで家屋の浸水や道路の冠水などの被害が発生
- ・近年、頻発する災害をきっかけに5地区で連携した防災体制の構築が必要と考え、話し合いを開始

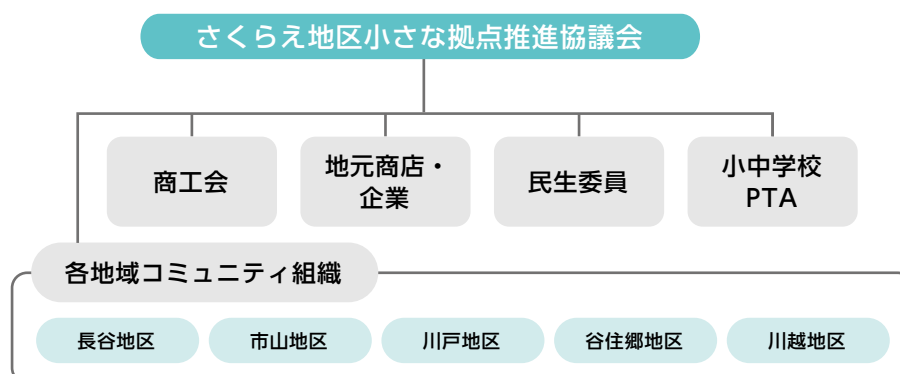


② 地域課題の把握・住民の合意形成

- ・5地区が集まって、意見交換会を開催
- ・高齢化や人口減少により担い手が不足し、防災活動をはじめとした取組の継続が難しくなっているなどの課題を共有
- ・5地区の共通課題について、桜江地区の目指す方向性を話し合い、3つの取組を開始
 - ① 防災体制の構築
 - ② 若年世代の定住促進
 - ③ 高齢者の生活利便性向上



③ 推進体制の構築



- ・若者世代を巻き込みつつ、3つの取組に関連する団体の参加を意識した組織体制を検討
- ・推進組織として、令和2年6月に「さくらえ地区小さな拠点推進協議会」を設立
- ・各地区のコミュニティ組織に加え、小中学校 PTA や商工会、民間企業、民生委員など、様々な組織が連携する体制を構築

【複数地区連携の取組】

① 地区防災体制構築事業（自主防災組織の連携で防災力強化）

- ・各地区の自主防災組織の代表で「小さな拠点推進協議会防災部会」を設立
- ・防災研修会やワークショップを開催し、アドバイザーの助言により5地区の防災対策を検討
- ・5地区の防災拠点施設が令和5年3月に完成
- ・各地区で防災計画を策定し、各地区の計画を踏襲しつつ、桜江地区全体の防災計画の素案を令和6年3月に策定
- ・令和6年12月に桜江地域防災訓練を実施



② 若年世代の定住促進事業

（空き家活用と地域ぐるみの教育環境づくり）

- ・空き家を改修し、地域の交流拠点「3Colors」を令和3年4月にオープン
- ・バスの待合や子どもの自主学习などで地域住民が利用
- ・桜江地区の若い世代が中心となり「若者会」を結成
- ・若い世代が中心となって、地域の交流拠点「3Colors」を活用した様々なイベントを企画・運営



③ 高齢者の生活利便性向上事業

（コミュニティ移動スーパー実証事業）

- ・令和3年度に実施した地域へのアンケート調査結果から、「買い物送迎サービス」と「移動販売」の取組を検討
- ・市社会福祉協議会のバスを活用し、大型店舗等へ送迎する「買い物送迎サービス」を試行的に令和4年8月から開始
- ・民生委員や地域住民と地域内事業者が連携し、「高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業」を令和6年1月から開始



複数地区で連携して難しかったこと

- ・若年世代の定住促進事業に取り組んでみて、地域でUターン・Iターンを促進することに難しさを感じた
- ・地域の魅力を発信するイベントを開催し、その効果がどこに現れているか可視化できないというところが難しかった

複数地区で連携したことによる成果

- ・これまでのイベントのみの繋がりから地域全体の取組にすることができた
- ・取組を行ううえで組織体制を見直したことで、関係団体も含めた取組を行うことができた
- ・防災訓練等を5地区合同で取り組むことにより、人手が確保できた
- ・若い世代が取組に興味を持ち、自ら進んで取組を行うようになった

あすな くちば

(4) 邑南町阿須那・口羽地区：NPO法人はすみ振興会 ～阿須那と口羽が手を取り合ってつくる「はすみの村づくり」～

【取組のプロセス】

① 複数地区連携のきっかけ

- ・平成 30 年に J R 三江線が廃止となった危機感から、地域住民の移動手段を確保するための検討組織を設立
- ・平成 30 年に N P O 法人はすみ振興会が設立され、両地区の住民の移動を支援する「はすみデマンド」が平成 31 年に運行を開始
- ・地域住民の間に、他の取組も連携して行う機運が高まり、両地区による話し合いを開始

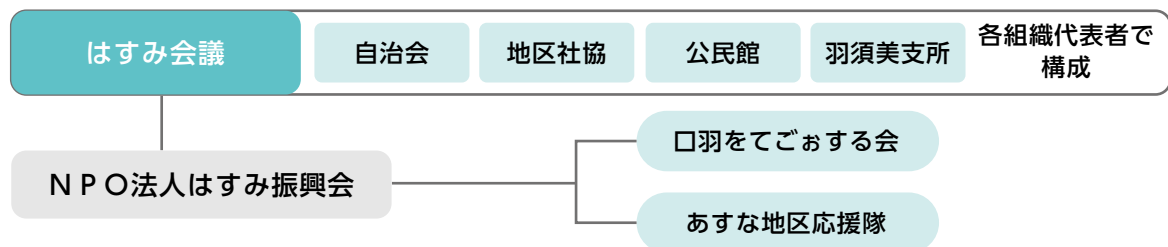


② 地域課題の把握・住民の合意形成

- ・各地区で地域の魅力や課題について意見交換を実施
- ・各地区の意見を持ち寄り、両地区の代表者で話し合いを行い、連携して取り組むべき課題を整理し、目指すべき5年後の将来像に向けて取組をまとめた「はすみ村づくり計画」を策定
- ・その計画に基づいて4つの取組を開始
 - ① 地域総合事務所の体制構築
 - ② いつまでも安心して暮らし続けられる環境づくり
 - ③ 出身者としっかりつながって U I ターンを増やす仕組みづくり
 - ④ 集落や自治会を超えて助け合う体制づくり



③ 推進体制の構築



- ・住民の意見を反映していくための住民代表による意思決定機関「はすみ会議」を設立
- ・計画を進めるための実施体制を整えるため、既に活動を始めていた「口羽をてごおする会」に加え、阿須那地区に「あすな地区応援隊」を新たに設立
- ・両地区の連携と役割分担で住民の暮らしを支援する体制を構築

【複数地区連携の取組】

① 地域総合事務所の体制構築（計画の策定）

- ・各地区で地域住民を募って、ワークショップを開催
- ・両地区でワーキングチームを結成し、意見交換を実施
- ・計画の素案を作成し、全住民を対象にアンケート調査を実施
- ・調査結果から、令和3年3月に「はすみの村づくり計画」を策定



② いつまでも安心して暮らし続けられる環境づくり(デマンド交通、有償ボランティア活動等)

- ・両地区から窓口業務の事務やドライバーを出し合い、交通空白地有償運送「はすみデマンド」を運行
- ・バスの待合機能や交流拠点などの機能を持つ「暮らしのターミナル」として口羽・阿須那公民館を改修
- ・除雪機や草刈り機を共同利用した有償ボランティアの取組を開始



③ 出身者としっかりつながってU・Iターンを増やす 仕組みづくり（情報発信、窓口の設置等）

- ・両地区へのUターン・Iターンを促進するため、地域の魅力の発信方法を検討
- ・羽須美地域の動きや行事予定などを掲載した「はすみ新聞」を令和2年に発刊し、羽須美地域の総合ホームページとなる「はすみ恩パーク」を令和4年に開設
- ・事務所内に移住相談窓口も設置し、希望者の相談に対応できる体制を構築



④ 集落や自治会を超えて助け合う体制づくり(地域の在り方の検討)

- ・令和3年3月に策定した「はすみの村づくり計画」を進めていくにあたり、自治会機能の状況把握や見直しを検討
- ・邑南町が「地域コミュニティのあり方検討委員会」を令和4年に設立し、令和5年に地域コミュニティのあり方基本方針を公表
- ・各自治会単位で行う地域活動の負担軽減の検討を進めている



複数地区で連携して難しかったこと

- ・取組をまとめた資料の全戸配布やSNSの活用など、情報発信に努めたが、それでも「知らない」という方もいることから、地域へ取組の周知・共有を図ることが難しかった

複数地区で連携したことによる成果

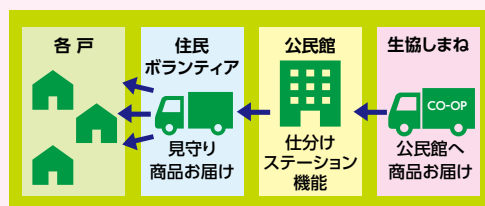
- ・毎月1回、両地区で情報交換をする場ができ、各地区の取組の幅が広がった
- ・組織体制を見直したことで、関係団体も含めた取組を行うことができた
- ・「はすみデマンド」を両地区で取り組むことにより、人手が確保できた
- ・若い世代が取組に興味を持ち、地域活動に参加するようになった

2. 生活機能の維持・確保の取組

① 地域と生活協同組合しまねの連携による買い物支援(益田市匹見下地区)^{ひきみしも}

【事業概要】

- ・高齢化の進行により、買い物が課題となっていた匹見下地区
- ・地域住民の暮らしを便利にしたいという考えから、地域が「生活協同組合しまね」と連携
- ・各世帯への商品の配送が難しい中、地域と協力して商品を届ける仕組みを構築
- ・「生活協同組合しまね」が週1回、匹見下公民館まで商品を配送
- ・公民館で仕分けし、住民ボランティアが自家用車で宅配(配送手数料は無料)



○地域運営組織：地域自治組織匹見下いいの里づくり協議会

○関係団体：生活協同組合しまね

② 見守りを兼ねた移動販売の取組(奥出雲町亀嵩地区・三沢地区)^{かめだけ みざわ}

【事業概要】

- ・高齢化の進行により、ひとり暮らしの高齢者が増える中、高齢者の見守りと買い物に課題を抱えていた亀嵩地区と三沢地区
- ・町内事業者と三沢地区が協働して開始した見守りを兼ねた移動販売の取組を参考に、亀嵩地区においても開始
- ・亀嵩地区と三沢地区の取組を充実するとともに、町内の他地区の取組開始を後押しするため、町で移動販売車を購入
- ・両地区で週2回、車を活用し、見守りを兼ねた移動販売を行う



○地域運営組織：亀嵩地区小さな拠点づくり委員会 みざわ小さな拠点づくりの会

○関係団体：町内事業者

③ 地域交通を支える特産品開発(大田市井田地区)^{いだ}

【事業概要】

- ・高齢者等の日常生活の移動手段の確保が課題となっていた井田地区
- ・企業の助言を受けながら、移動手段を確保するための仕組みを検討
- ・令和4年に企業組合井田屋を設立し、焼肉のたれを地域の特産品として販売開始
- ・地域の特産品で得られた売上等の一部を基に、定額で利用できる交通空白地有償運送「井田いきいきタクシー」を運行
- ・会員登録を行い、1ヵ月当たり3,300円の定額運賃で利用可能



○地域運営組織：井田地域自治会（井田いきいきタクシー運営協議会）

○企業：株式会社バイタルリード

④ 地域と企業が協働した日用品等の販売(益田市真砂地区)^{まさご}

【事業概要】

- ・日用品等を購入できる場所が地区内にないことから高齢者等の買い物に課題を抱えていた真砂地区
- ・地域と日用品を取り扱う企業が協働し、日用品等の買い物支援の取組を開始
- ・地域が商品を一括注文し、企業が地域の拠点施設に配送
- ・地域は商品の陳列方法等のアドバイスを受けながら、届いた商品の陳列から販売までを行う



○地域運営組織：地域自治組織

ときめきの里真砂

○企業：株式会社ジュンテンドー

「スモール・ビジネス」の先行事例

① 築100年の古民家を活用した一棟貸し宿の運営

【事業者概要】

◆事業者名

- 一棟貸し古民家 小倉屋（浜田市）
- ・東京都からIターン
- ・元地域おこし協力隊
- ・令和4年度スモール・ビジネス育成支援事業補助金活用

◆活用する地域資源

古民家、各種体験等



一棟貸し古民家の内部

【事業内容】

- ・築100年の古民家を改修し、一棟貸し宿を営む
- ・宿では、地元で作られた食器や家具を使用するだけでなく、宿泊者に対し地元農家の有機野菜や紙漉き体験、神楽鑑賞などのサービスを提供するなど、地域と連携した取組を進める
- ・SNSを中心に情報発信を行い、県外からも多くの宿泊客を受け入れる

② 規格外の梨を活用したセミドライフルーツの製造・販売

【事業者概要】

◆事業者名

- ワンにゃんべえファーム大江屋（浜田市）
- ・埼玉県からIターン
- ・元地域おこし協力隊
- ・令和2年度スモール・ビジネス育成支援事業研修受講

◆活用する地域資源

自家農園で栽培した規格外の梨
（美味しまねゴールド認証）



セミドライフルーツ



自家農園の梨

【事業内容】

- ・自家農園で栽培した規格外の梨の加工品（セミドライフルーツ）を製造
- ・パッケージ改変及び販路開拓に取り組む
- ・日比谷しまね館や県内の空港売店、ホテルの部屋菓子、観光施設、道の駅などで取り扱われ、時期によっては入手困難になるほどの人気商品となっている
- ・地元観光協会とも連携し、EC販売も行う

③ キッチンカーでの地元農産物を使用したスイーツの販売

【事業者概要】

◆事業者名

空と小さな屋根の農園（益田市）

- ・東京都からIターン
- ・認定新規就農者
- ・令和5年度スモール・ビジネス育成支援事業補助金活用

◆活用する地域資源

美都いちご、石見グリーンメロン、西条柿



キッチンカーでの販売の様子

【事業内容】

- ・県内外の道の駅やイベントにおいて、益田市産のいちごやメロンを使用したスイーツをキッチンカーで販売
- ・スイーツの原材料となる農産物の調達にあたっては、近隣農家からも規格外品などを購入することで、農家の所得向上に寄与している
- ・地元の障害者就労支援施設に原材料の仕込み作業を依頼するなど農福連携の取組も進める

④ 無添加味噌や梅加工品などの製造・販売

【事業者概要】

◆事業者名

農事組合法人

フレッシュファーム^{こうじろ}神代（雲南市）

- ・特定農業法人
- ・令和4年度スモール・ビジネス育成支援事業補助金活用

◆活用する地域資源

米、大豆、梅、シソ、そば



味噌などの加工品

【事業内容】

- ・自社栽培の米や大豆を使用した無添加味噌、地元産の梅やシソを使用した加工品などを製造・販売
- ・産直市や道の駅での小売り向けだけでなく、学校給食センターや県内外の福祉施設等からの注文も増えたため、加工場及び貯蔵庫を改修
- ・増産に伴い、地域に新たな雇用が生まれるとともに、大豆などの原材料生産も増え、農地維持や耕作放棄地対策に繋がっている

⑤ 耕作放棄地で栽培したスパイスの加工品の製造・販売

【事業者概要】

- ◆事業者名
合同会社山田屋（雲南市）
 - ・東京都からIターン
 - ・元地域おこし協力隊
 - ・令和3年度スモール・ビジネス育成支援事業補助金活用

- ◆活用する地域資源
地域で栽培されるスパイス、耕作放棄地

【事業内容】

- ・地元で栽培される生姜等のスパイスを用いて、クラフトコーラなどの加工品を製造
- ・自社加工場を設け、原材料の加工から一部商品製造までの体制を整備したことをきっかけに、都市部大手小売店などとの新規取引が始まる
- ・増産が雇用増加につながるだけでなく、原材料生産における耕作放棄地の活用や協力農家の所得向上にも寄与している



クラフトコーラ



生姜の収穫作業

⑥ 自家栽培米を使用したどぶろく・甘酒の製造・販売

【事業者概要】

- ◆事業者名
水と米 mizu et rice（川本町）
 - ・大阪府からUターン
 - ・家業の継承
 - ・令和5年度スモール・ビジネス育成支援事業補助金活用

- ◆活用する地域資源
米、天然水

【事業内容】

- ・自家栽培米を使用したどぶろく・甘酒を製造
- ・J-AIR初日の出フライトでの甘酒提供を機に製造設備を増強
- ・大手百貨店等でのテスト販売や催事出店により商品認知度を高め、ECでの販売強化を図る
- ・町内の事業者と連携し、甘酒やエゴマ油など町内産品を詰め込んだギフト商品の企画・販売も進める



甘酒



製造作業

⑦ 地元有機野菜や米を使用した加工品の開発・販売

【事業者概要】

◆事業者名

(株) エポックかきのきむら (吉賀町)

- ・道の駅かきのきむらの運営
- ・令和3年度スモール・ビジネス育成支援事業研修受講

◆活用する地域資源

有機野菜、米

【事業内容】

- ・生産者と消費者を繋ぐ道の駅を運営する傍ら、地元有機野菜を原材料にしたスパイスカレーや地元生産団体独自の栽培基準で作られた米を使用したパックごはんなど自社商品を開発
- ・積極的に商談会に出展し、都市部への販路拡大に努め、地元農家の所得向上や地域活性化に取り組む



道の駅かきのきむら



自社開発商品

⑧ 地元素材を使用した陶器や染め物の制作・販売

【事業者概要】

◆事業者名

たくひがま
焼火窯 (西ノ島町)

- ・東京都、奈良県からIターン
- ・元地域おこし協力隊
- ・令和3年度スモール・ビジネス育成支援事業研修受講

◆活用する地域資源

赤土 (陶土・染料)、樹木・海藻 (釉薬)



陶器や染物

【事業内容】

- ・「島根県ふるさと伝統工芸品」に指定されている焼火窯
- ・隠岐・西ノ島の赤土と樹木や海藻から作る釉薬を用いた陶器や、赤土や黄土、杉炭を染料として使った染め物を制作・販売
- ・令和4年に元地域おこし協力隊が事業を承継
- ・陶芸や染め物体験は、隠岐地域の滞在型観光促進事業の体験メニューに採用される

島根県中山間地域活性化基本条例

平成 11 年 3 月 12 日

島根県条例第 24 号

豊かな自然と文化資源に恵まれたわたしたちのふるさと島根県において、中山間地域は県土の大部分を占めており、地域住民の生活の場として重要な位置を占めているのみならず、土砂流出や洪水の防止、水資源涵かん養等の国土保全機能や大気の浄化等の環境保全機能など、県民生活を営む上で多面的かつ重要な機能を担っている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少が続き、急速に高齢化が進行している。今や中山間地域の有する公益的機能の維持保全はもとより、その一部には地域社会の維持存続さえも危ぶまれる事態も生じている。

わたしたちは、このような厳しい状況を克服し、誇りの持てる地域づくり、魅力ある雇用の場づくり、住みよい環境づくり、環境・資源の維持保全を実現して、豊かで住みよい中山間地域を形成することが、本県の均衡ある発展と県勢の振興を図る上において不可欠であると認識し、中山間地域の有する公益的機能を正しく理解し、中山間地域の活性化に向けて最大限の努力を払うことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、過疎化及び高齢化が急速に進行し、地域社会の維持存続が困難な状況にある県内の中山間地域の活性化を図り、もって県民の福祉の向上に資することを目的とする。

（中山間地域）

第 2 条 この条例において「中山間地域」とは、産業の振興、就労機会の確保、保健・医療・福祉サービスの確保その他の社会生活における条件が不利な地域であって、当該地域の振興を図る必要があると認められる地域として規則で定める区域をいう。

（公益的機能の理解及び維持増進）

第 3 条 県民は、農林水産物の供給、豊かな自然環境の提供、水資源涵かん養、洪水防止等の国土保全、大気の浄化等の環境保全、自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の中山間地域の有する公益的機能を正しく理解し、その維持増進に努めなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、中山間地域の活性化を図るための計画を策定し、これに基づく総合的な施策を実施する責務を有する。

（市町村の責務）

第5条 中山間地域を有する市町村は、当該市町村の自然的社会的諸条件に応じた中山間地域の活性化に関する総合的な施策を策定し、計画的にこれを実施するものとする。

（報告）

第6条 知事は、中山間地域の活性化に関して講じた施策等に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

（政策形成機能の発揮）

第7条 県は、中山間地域が抱える社会経済的問題及び中山間地域における農林水産業の生産振興に関する調査研究を行うための機能を整備し、関係市町村、関係団体及び地域住民が、自主的に課題の解決に取り組むために必要な情報提供を行うとともに、県自らが広域的観点から中山間地域の活性化に資する政策の形成に取り組むものとする。

（定住環境の整備）

第8条 県は、中山間地域における定住環境の整備を図るため、関係市町村と協力し、道路、下水道等の社会生活基盤の整備その他の生活基盤の整備についての必要な施策を講ずるものとする。

（活力ある中山間地域の創造）

第9条 県は、活力ある中山間地域の創造に資するため、関係市町村と協力し、農林水産業の振興、総合的な保健・医療・福祉施策の推進、商工業の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。

（中山間地域に対する支援）

第10条 県は、中山間地域の地域資源の活用、農地の保全その他の中山間地域の公益的機能の維持増進を図るため、中山間地域の活性化を図る事業に対して積極的な支援を行うものとする。

（財政上の措置）

第11条 県は、中山間地域の活性化に関する施策を推進するため、基金の積立て等必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則

平成 11 年 3 月 30 日

島根県規則第 22 号

改正 平成 12 年 3 月 31 日規則第 71 号

平成 16 年 9 月 28 日規則第 66 号

令和 3 年 3 月 31 日規則第 59 号

令和 7 年 3 月 28 日規則第 38 号

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則をここに公布する。

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島根県中山間地域活性化基本条例（平成 11 年島根県条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(中山間地域)

第 2 条 条例第 2 条の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条各項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域、同法第 3 条第 1 項及び第 2 項（同法第 43 条各項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項及び第 2 項、第 42 条並びに第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域並びに同法第 41 条第 3 項に規定する過疎地域であった区域

(2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域

(3) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地

2 前項に定める区域のほか、同項に定める区域と同等に条件が不利である地域として別に定める区域を中山間地域とする。

(平 16 規則 66・全改、令 3 規則 59・一部改正、令 7 規則 38・一部改正)

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 71 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 66 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 59 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年規則第 38 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

これまでの中山間地域対策

平成8年2月	「島根県中山間地域活性化基本構想」を策定〔～H22年度〕
平成10年4月	島根県中山間地域研究センターを開設
平成11年3月	議員提案により「島根県中山間地域活性化基本条例」を制定 「中山間地域活性化基金」を設置
平成11年度～ 平成13年度	中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業を実施 住民自らの話し合いに基づき「活性化プラン」を策定し、集落の維持・活性化に向けて自主的に取り組む集落を支援 対象集落数：1,374（集落要件：高齢化率35%以上）
平成13年2月	「島根県中山間地域活性化計画」を策定〔H13年度～H16年度〕
平成14年度～ 平成15年度	中山間地域元気な集落づくり事業を実施 高齢化が進行しつつある集落の維持・活性化に向けた基本計画となる「元気な集落づくり計画」を策定し、集落等が行う取組を支援するため、「中山間地域集落活性化基金」を設置する市町村を支援 設置市町村：31市町村（市町村基金の総額：840百万円）
平成17年3月	「島根県中山間地域活性化計画」を策定〔H17年度～H19年度〕
平成17年度～ 平成20年度	中山間地域リーディング事業 中山間地域が抱えている諸課題のうち、早急に対応すべきテーマである「地域資源を活用した産業振興」と「コミュニティの形成」について、主体的・先導的な取組を実施している市町村をリーディング地域として指定し、県職員が駐在する地域や市町村と一体となりながら、必要とされる施策を各部局連携のもと、柔軟かつ機動的に実施 指定地域：益田市匹見町、海士町、美郷町、飯南町、川本町、吉賀町
平成20年3月	第2期「島根県中山間地域活性化計画」を策定〔H20年度～H23年度〕
平成20年度～ 平成22年度	中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業を実施 更なる少子高齢化と人口減少の進行により、個々の集落ごとの地域運営が困難になりつつある状況を踏まえ、集落を超えた範囲での「新たな地域運営の仕組みづくり」のモデル事業として実施 指定市町：浜田市、益田市、雲南市、邑南町、隠岐の島町

平成 24 年 3 月	第 3 期「島根県中山間地域活性化計画」を策定〔H 24 年度～H 27 年度〕
平成 24 年度～ 平成 27 年度	中山間地域対策プロジェクトチームを設置し、現場支援を実施 多岐にわたる中山間地域の課題に対応するため、県庁内の各部局で構成する「中山間地域対策プロジェクトチーム」を設置 現場支援地区（20 地区）を選定し、プロジェクトチームメンバーが地域の動きに加わることで、住民の議論が定期的に行われ、計画づくりや実践活動への着手が加速 現場支援地区：浜田市美又、井野、出雲市須佐、窪田、益田市真砂、二条、大田市北三瓶、安来市山佐、江津市黒松、雲南市塩田、民谷、飯南町谷、志々、川本町北、美郷町別府、邑南町出羽、津和野町青原、畑迫、知夫村知夫、隠岐の島町五箇
平成 28 年 5 月	第 4 期「島根県中山間地域活性化計画」を策定〔H 28 年度～H 31 年度〕
平成 28 年度～ 平成 31 年度	公民館エリアを基本単位とした「小さな拠点づくり」の推進 住民同士の話し合いを通じて地域運営（「生活機能」「生活交通」「地域産業」）の仕組みづくりの取組を総合的に支援 第 3 期計画において、現場支援地区を中心に支援した公民館単位の取組成果の全県展開を推進 現場支援地区：浜田市井野、木田、出雲市須佐、窪田、伊野、多伎、益田市道川、大田市志学、安来市宇波、江津市市山、雲南市民谷、塩田、飯石、掛合、吉田、奥出雲町三成、飯南町志々、川本町北、中央、美郷町比之宮、都賀本郷、邑南町出羽、布施、津和野町木部、吉賀町柿木、海士町海士、西ノ島町西ノ島、隠岐の島町五箇
令和 2 年 3 月	第 5 期「島根県中山間地域活性化計画」を策定〔R 2 年度～R 6 年度〕
令和 2 年度～ 令和 6 年度	複数の公民館エリアの連携により取り組む「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業を実施 今後も安心して暮らし続けることができるよう、生活機能の確保が急務な複数の公民館エリアの連携による小さな拠点づくりモデル地区を選定し、他地区のモデルケースとなるよう重点的に支援 小さな拠点づくりモデル地区：大田市久利・大屋地区、安来市比田・東比田地区、江津市長谷・市山・川戸・谷住郷・川越地区、邑南町阿須那・口羽地区

【表紙写真】

「ひと」上段：海士町海士（写真提供：海士町役場）

「くらし」中段：奥出雲町三沢（写真提供：みざわ小さな拠点づくりの会）

「しごと」下段：浜田市弥栄町（写真提供：島根県）

島根県中山間地域活性化計画

令和7年度(2025)－令和11年度(2029)

島根県中山間計画

検索

